

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	52 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで  
② 昭和43年10月から44年3月まで

昨年、夫婦で社会保険事務所に年金記録の確認に出向いたところ、夫婦二人共に昭和36年4月から40年3月までの期間及び42年1月から44年3月までの期間が未納とされていることが分かったが、その記録で間違いのないと言われ帰って来た。それでも納得できないので、再度、確認に出向いたところ、43年4月から同年9月までの6か月間の納付記録が社会保険庁の記録から抜けていることが分かり記録が訂正された。42年以降の未納とされている申立期間①及び②についても、集金人から「まとめて支払える」と聞いて、集金人に現金で夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて納付したのに、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、集金人から「未納になっている保険料をまとめて支払える」と勧められ、昭和42年1月以降の未納の保険料については、夫婦二人一緒にすべて納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人夫婦が所持する年金手帳をみると、申立人及びその妻の年金手帳記号番号は、昭和40年10月20日に夫婦連番で払い出され、申立期間当時は夫婦共に同一日に現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和42年初めから同年年末までは、住宅の建て替えのため、住所変更をしないまま他所で仮寓<sup>かぐう</sup>していたとも陳述しており、このことは申立人住所地の市の国民年金被保険者名簿において、同年にいったん不在と記

録され、その後、集金人による保険料収納が再開した44年2月27日に不在復活と記録されていることと符合しており、このことから、この間（42年初めから44年2月までの期間）は、集金人による保険料収納は行われず、申立人が集金人に現年度納付することはできなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、集金人による保険料収納が再開された昭和44年2月27日に、43年4月から同年9月までの6か月分の保険料を現年度納付していることが市の国民年金被保険者名簿等により確認できるが、この時点において、申立期間①の保険料は、過年度納付又は特例納付以外で納付することはできないところ、申立人は「保険料は集金人に現金で支払い、納付書で納付したことは無い、まとめて支払ったが、その金額は覚えていない。」と陳述しており、過年度納付又は特例納付の納付方法とは矛盾するほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人及びその妻が所持している手帳の印紙検認記録等により申立期間②の前後の期間における保険料収納記録をみると、上記のとおり、集金人による保険料収納が再開された昭和44年2月27日に43年4月から同年9月までの6か月分の保険料を現年度納付しているほか、昭和44年度の保険料については、前半6か月分の保険料を昭和44年6月19日に、後半6か月分の保険料を同年11月4日に、また、昭和45年度の前半6か月分の保険料は昭和45年5月21日に、それぞれ6か月分をまとめて夫婦同一日に現年度納付していることが確認でき、これらのことから申立期間②の保険料だけが未納となっていることは不自然であり、加えて、申立期間②の直前に当たる上記43年4月から同年9月までの保険料については、社会保険庁の記録にミスがあり、当時の集金人の事務取扱いにも不適切な面があったことが認められるなど、当時の事務処理に過誤も認められるほか、当時商売も順調であった申立人が夫婦二人分の保険料を納付できなかったとする特段の事情も認められず、納付したとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで  
② 昭和43年10月から44年3月まで

昨年、夫婦で社会保険事務所に年金記録の確認に出向いたところ、夫婦二人共に昭和36年4月から40年3月までの期間及び42年1月から44年3月までの期間が未納とされていることが分かったが、その記録で間違いはないと言われ帰って来た。それでも納得できないので、再度、確認に出向いたところ、43年4月から同年9月までの6か月間の納付記録が社会保険庁の記録から抜けていることが分かり記録が訂正された。当時、国民年金保険料は、商売をしていた夫が、いつも夫婦二人分を納めてくれていた。42年以降の未納とされている申立期間①及び②についても、夫が集金人から「まとめて支払える」と聞いて、集金人に現金で夫婦二人分の保険料を一緒にまとめて納付したのに、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、夫が集金人から「未納になっている保険料をまとめて支払える」と勧められ、昭和42年1月以降の未納の保険料については、夫婦二人一緒にすべて納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人夫婦が所持する年金手帳をみると、申立人及びその夫の年金手帳記号番号は、昭和40年10月20日に夫婦連番で払い出され、申立期間当時は夫婦共に同一日に現年度納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、昭和42年初めから同年年末までは、住宅の建て替えのため、住所変更をしないまま他所で仮寓<sup>かぐう</sup>していたとも陳述しており、このこ

とは申立人住所地の市の国民年金被保険者名簿において、同年にいったん不在と記録され、その後、集金人による保険料収納が再開した44年2月27日に不在復活と記録されていることと符合しており、このことから、この間（42年初めから44年2月までの期間）は、集金人による保険料収納は行われず、申立人およびその夫が集金人に現年度納付することはできなかったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、集金人による保険料収納が再開された昭和44年2月27日に、43年4月から同年9月までの6か月分の保険料を現年度納付していることが市の国民年金被保険者名簿等により確認できるが、この時点において、申立期間①の保険料は、過年度納付又は特例納付以外で納付することはできないところ、申立人の夫は「保険料は集金人に現金で支払い、納付書で納付したことは無い。まとめて支払ったが、その金額は覚えていない。」と陳述しており、過年度納付又は特例納付の納付方法とは矛盾するほか、申立人及びその夫が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人及びその夫が所持している手帳の印紙検認記録等により申立期間②の前後の期間における保険料収納記録をみると、上記のとおり、集金人による保険料収納が再開された昭和44年2月27日に43年4月から同年9月までの6か月分の保険料を現年度納付しているほか、昭和44年度の保険料については、前半6か月分の保険料を昭和44年6月19日に、後半6か月分の保険料を同年11月4日に、また、昭和45年度の前半6か月分の保険料は昭和45年5月21日に、それぞれ6か月分をまとめて夫婦同一日に現年度納付していることが確認でき、これらのことから申立期間②の保険料だけが未納となっていることは不自然であり、加えて、申立期間②の直前に当たる上記43年4月から同年9月までの保険料については、社会保険庁の記録にミスがあり、当時の集金人の事務取扱いにも不適切な面があったことが認められるなど、当時の事務処理に過誤も認められるほか、当時商売も順調であった申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付できなかったとする特段の事情も認められず、納付したとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、平成8年2月に母との間で、私が在学中の同年2月及び同年3月の国民年金保険料を母に納付してもらい、同年4月以降の保険料は私が納付する約束をした。

その後、母から、申立期間の保険料を納付したと聞き、その時の領収書は結婚するときにもらったが紛失してしまった。

私は、自分の保険料を納付しに行った平成12年又は13年ごろに、申立期間の保険料が未納であることがわかった。

申立期間の保険料は、母が私に代わって納付してくれているはずなので、申立期間について納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は当時、申立人の母が代わりに納付してくれると約束し、その後、母からその保険料を納付したと聞いたと申し立てている。

申立人の国民年金手帳番号は、前後の手帳記号番号の払出日から、早くても平成8年6月ごろに払い出されたものと推定され、この払出日からすると、申立期間は過年度期間となるどころ、A市では、当時、国民年金加入時に過年度の保険料について、納付希望があれば、制度上納付が可能な期間の納付書を市でも発行するようにしていたとしている。

一方、申立人の母は、申立人あてに国民年金の納付書が送付されて来たころ、申立人が在学中の平成8年2月及び同年3月（申立期間）の保険料だけは申立人に代わって納付する約束を申立人とし、その後すぐのころ、この2か月分の保険料として2、3万円をおそらくいつも利用していたB銀行C支店で納付し

たと、当時の状況を具体的に陳述し、その陳述内容は申立人の陳述と符合する。

また、申立人の母は、国民年金加入当初の昭和48年12月以降、保険料の未納期間は無く、同人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父も同じく43年4月以降の未納期間は無く、申立人の両親の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は2か月と短期間である上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母の保険料納付意識の高さを考え合わせると、申立人の母は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の趣旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月

私は、会社を退職した昭和48年7月ごろ、厚生年金保険の資格を喪失した。退職後は、空白期間の無いように国民年金に加入しなければそれまで加入していた厚生年金保険と通算されないと思っていたので、すぐにA市役所に出向き国民年金に加入した。国民年金保険料は自宅近くの郵便局で2か月分を一括して納付し、手帳のようなものにスタンプを2つ押してもらったと思う。

昭和48年8月に再就職し厚生年金保険に加入したが、54年に退職し父の仕事を手伝うようになってからも途切れないように国民年金の加入手続をし、保険料を納めた。

ところが、昭和48年7月分の国民年金保険料が未納とされており納得できない。必ず納付しているので納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月ごろに国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、当時、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の陳述と符合している。

また、A市では、年度途中の国民年金加入者に対して、手書きの納付書を発行していた経緯があるとしており、申立人が保険料を納付したとする郵便局も存在する。

さらに、厚生年金保険と国民年金との切替手続も常に適切に行われていることが確認できる上、申立期間以外に未納期間は無いことから、申立人の国民年金の納付意識が高いものと考えられ、このような申立人が1か月と短期間であ

る申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間は昭和 48 年 7 月の一月であるが保険料は 2 か月分を納付したと記憶しているとしているところ、納付に際して、納付金額や納付書を持参したか年金手帳を持参したかなどの詳細な点についての記憶は無く、申立てのとおり、少なくとも同年 7 月分の保険料を納付したと推定するのが相当と考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年3月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年3月まで  
② 昭和62年10月から63年3月まで

私は、サラリーマンの妻だった昭和51年11月ごろ、将来の年金受給額を増やす目的で、国民年金に任意加入した。

私は、昭和56年8月から57年3月までを含むその前後の国民年金保険料は、買い物の途中などに銀行や郵便局などの金融機関や市役所に立ち寄り納付した。当時、家計の金銭は私が管理しており元夫の収入は安定していた（申立期間①）。

昭和62年10月から63年3月までを含むその前後の保険料は、当時経営していたA店の売上金の集金に来る金融機関の職員に保険料を預けて納めていたので、保険料の未納は起こるはずがない（申立期間②）。

申立期間①及び②は必ず納めているので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社員の妻であった昭和51年11月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②の保険料について、経営するA店において金融機関の職員に預けて支払ったと陳述しているところ、この金融機関の職員は現職で勤務しており、時期は不明ながらも申立人の陳述するような方法で保険料の預かりをしていた事実はあるとしており、申立人の陳述に矛盾は無い。

さらに、申立人の昭和58年4月から59年3月までの期間の保険料について

は、B市の被保険者検認台帳記録に基づき、社会保険庁の平成 19 年 9 月 13 日付けで社会保険庁の記録が未納から納付済みに訂正されている経緯がある。

加えて、申立期間①を含むその前後の期間においては、申立人の住所及びその元夫の職業は同じで、申立人は収入も安定していたとしており、また、申立期間②を含むその前後の期間においても申立人の生活状況に大きな変化がみられないことから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和43年7月から44年3月まで

昭和36年4月ごろだったと思うが、A市の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来た時に、国民年金に加入したと思う。加入手続は私が自宅で行い、同年から41年3月までの期間については、私が集金人に現金で国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたと思う。納付したことを証明できるものはないが、納付済期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和45年にB市に転居後、B市の集金人にC市在住時の43年7月から44年3月までの期間の保険料が未納であると指摘された。その時、私が集金人に未納の保険料をさかのぼって一括で納め、集金人から領収書のようなものを受け取った。それにもかかわらず、この期間分の保険料が未納とされていることに納得がいかない（申立期間②）。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月から44年3月までの期間（申立期間②）の国民年金保険料をB市に転居した45年ごろにその集金人に納付したと申し立てているところ、B市では、昭和45年当時、集金人による保険料の訪問収納時期に当たり、集金人は現年度保険料の収納しか行うことはできないが、集金人が過年度保険料を被保険者から預かり、被保険者に代わって保険料を納付する取扱いも行っていたとしており、申立人の陳述内容は同市における取扱いと符合する。

また、申立人の保管している二冊の年金手帳の印紙検認欄に押印されている検認印の押印日付により、昭和45年及び46年に集金人が申立人宅を訪問した

ことがうかがわれる。

さらに、申立人には昭和 46 年 11 月に現年度保険料の納付をした記録が無いにもかかわらず、年金手帳の 43 年 7 月から 9 月の欄に 46 年 11 月 2 日付けの検認印が押印された上、二本線で抹消されている事跡が認められる。

以上のことから、申立期間②については、当時の B 市における集金人の過年度保険料の収納状況並びに申立人の陳述及び年金手帳の検認の押印日付からみて、申立人は申立期間の過年度保険料を集金人に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 36 年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に毎月納付して領収書をもらっていたとして、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、41 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、制度上、この手帳記号番号では 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料は現年度納付することができない。

そこで、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、41 年 3 月までの申立期間中は集金人に保険料を納付していたと陳述しているところ、A 市では、集金人による戸別徴収が行われたのは 38 年 4 月以降であるとしており、この限りにおいて、申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私の国民年金保険料は、私の妻が自身の保険料と一緒に納付していた。その妻から、昭和53年7月から54年3月までの夫婦二人分の保険料については、理由はよく覚えていないが、納期限までに銀行で納付できず、自宅に来たA市の集金人に自身が納付したと聞いている。また、妻からは、集金人は昭和53年11月又は同年12月ごろと、子供が新学期に入った54年4月ごろの2回自宅に来て、それぞれ、夫婦二人分の保険料として5万円か10万円を集金人に渡しお釣りをもらったことを記憶しているとも聞いている。それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて、国民年金保険料の納付に関与していないが、申立期間の保険料だけは現年度保険料の納期限までに納付できなかったと、申立人夫婦の保険料を納付していた申立人の妻から聞いている。また、妻からは、納期限に間に合わなかった理由はよく覚えていないが、A市の集金人が自宅に保険料の集金に来たので、申立期間の保険料をその集金人に納付し、その時期は、昭和53年11月又は同年12月ごろと子供が新学期に入った54年4月ごろだと聞かされたとしている。

ところで、A市では当時、促進員と呼んでいた集金人又は金融機関のいずれかを利用して保険料を納付する取扱いを行っていた。また、金融機関を通じて納付する取扱いの被保険者が、3か月ごとの納期限までに保険料を納付しなかった場合、促進員が被保険者宅を訪問し、現年度の未納の保険料の督促及び集金を行っていた。その訪問時期は、7月から9月までの分の現年度保険料が未納となっている加入者に対してはその納期限である10月末日の翌月11月以降

に、1月から3月までの分の現年度保険料が未納となっている加入者に対しては4月中としていたとしており、この市の取扱いと申立人の陳述内容は符合している。

また、申立人の妻は、非常用として自宅に常備していた10万円の中から保険料としてそれぞれ5万円又は10万円程を集金人に渡してお釣りをもらったと陳述しているところ、申立人も、当時、非常用としていつも家に10万円を置いていたとしており、申立人の妻の陳述と符合する。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入期間中の保険料は、共に申立期間を除いてすべて納付されており、申立人夫婦の保険料納付意識が高かったと考えられる上、申立期間は9か月と比較的短期間である。

加えて、申立人夫婦については申立期間前後に住所変更等の生活環境の変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年3月まで

私の国民年金保険料は、私が夫の保険料と一緒にいつもは銀行で納付していたが、申立期間の保険料は、理由はよく覚えていないが、納期限までに銀行で納付できず、自宅に来たA市の集金人に納付した。集金人は、昭和53年11月又は同年12月ごろと子供が新学期に入った54年4月ごろの2回、自宅来た。1回目の集金の際は昭和53年7月から同年10月までの保険料を、2回目の集金時には同年11月から54年3月までの保険料を納付したが、その時、夫婦二人分の保険料としてそれぞれ5万円か10万円を集金人に渡し、お釣りをもらったことを記憶している。それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料を申立人が銀行を利用して納付していたが、申立期間の保険料だけは理由はよく覚えていないが、現年度保険料の納期限までに納付することができず、自宅に来たA市の集金人に納付したと陳述している。

また、集金人が自宅に来た時期は、昭和53年11月又は同年12月ごろと子供が新学期に入った54年4月ごろだと覚えているとしている。

ところで、A市では当時、促進員と呼んでいた集金人又は金融機関のいずれかを利用して保険料を納付する取扱いを行っていた。また、金融機関を通じて納付する取扱いの被保険者が、3か月ごとの納期限までに保険料を納付しなかった場合、促進員が被保険者宅を訪問し、現年度の未納保険料の督促及び集金

を行っていた。その訪問時期は、7月から9月までの分の現年度保険料が未納となっている加入者に対してはその納期限である10月末日の翌月11月以降に、1月から3月までの分の現年度保険料が未納となっている加入者に対しては4月中としていたとしており、この市の取扱いと申立人の陳述内容は符合している。

また、申立人は、非常用として自宅に常備していた10万円の中から保険料としてそれぞれ5万円か10万円程を集金人に渡してお釣りをもらったと陳述しているところ、申立人の夫も、当時、非常用としていつも家に10万円を置いていたとしており、申立人の陳述に不自然な点はうかがわれない。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入期間中の保険料は、共に申立期間を除いてすべて納付されており、申立人夫婦の保険料納付意識が高かったと考えられる上、申立期間は9か月と比較的短期間である。

加えて、申立人夫婦については申立期間前後に住所変更等の生活環境の変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私は、昭和42年8月から国民年金に加入して最後まで保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できない。保険料の納付手続は、結婚するまで父が家族の保険料を集金人に納めていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人を含めた家族全員の保険料を父親が集金人に納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立期間を除き、国民年金加入期間は保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さが認められる。また、申立期間について、申立人と同居していた家族全員について未納期間はみられず、保険料を現年度納付していたことが市の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和44年3月5日であることが同記号番号払出簿から確認できる。一方、市の保険料収納記録を見ると、申立人の家族の同年1月から同年3月までの保険料について、同年4月30日に現年度納付していることが確認される。この点について、申立人の同記号番号が払い出された後であるにもかかわらず、申立人の保険料のみが納付されていないことは不自然である。

さらに、申立期間当時、市では被保険者が国民年金の加入資格をさかのぼって取得した場合、納付可能な期間について納付指導を行っていたとしており、申立人とその家族の納付意識の高さを鑑みると、申立人が申立期間の保険料を納めていたとすることに不合理な点は見受けられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月まで  
③ 昭和 51 年 1 月から 61 年 10 月まで  
④ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①、②及び③については、昭和 53 年ごろに A 市役所の担当者が自宅に来て、母に特例納付の説明をした。それを受けて母は、申立期間の保険料を一括納付したと言っていた。保険料は、役場の担当者が集金していたが、領収書は発行していなかったと兄も言っている。母は既に亡くなっており、納付した際の保険料額等は不明だが、必ず納付しているはずである。

申立期間④については、B 市役所で国民年金の資格取得手続きを行った。申立期間の保険料納付日、金額等は覚えていないが、納付漏れは無いはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人は、昭和 61 年 10 月に B 市に転居後、市役所で国民年金の手続きを行い、納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、市の被保険者名簿を見ると、申立人が転居後の昭和 61 年 11 月 29 日に国民年金資格の再取得手続きを行っていることが確認できる。また、申立期間前後の納付記録は、同年 11 月及び同年 12 月の保険料を 62 年 3 月 2 日に現年度納付していること、同年 4 月以降の保険料は毎月ごとの現年度納付が確認できることから、申立人は継続して保険料を納付する意思があったものと認められる。

また、申立期間④は 3 か月と短期間であり、昭和 61 年 11 月に国民年金の資

格取得手続きを行い、同年11月からの保険料納付を始めていながら、あえて62年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

次に、申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和53年ごろに申立人の母が、自宅で役場の担当者に未納分を特例納付により一括納付したと申し立てている。この時期には、第3回特例納付制度が実施されており、申立人の母親が保険料を納付したとする時期に符合している。

そこで、当時の住所地を管轄する社会保険事務所及び市役所の記録をみると、いずれの記録も申立期間の保険料は未納となっており、特例納付が行われた痕跡は見当たらなかった。一方、昭和45年度、51年度及び54年度について、保険料の申請免除期間を追納によって保険料納付していることが確認できるほか、45年度の記録欄に保険料を追納した時期として昭和53年12月28日と記載されている。この点に関して、申立人は、当時、免除申請した記憶及び保険料を追納した記憶が無いと陳述しており、申立人の母親がさかのぼって一括納付した保険料は、免除期間の追納保険料であった可能性も否定できない。

また、特例納付制度における保険料の収納取扱いは、社会保険事務所で行われており、管轄であった市役所では、集金人による特例納付の保険料収納は行っていなかったと回答している。

さらに、申立人は、特例納付による国民年金保険料納付に直接関与しておらず、同保険料を納付したことを示す関連資料は無いほか、申立期間①、②及び③の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月及び同年8月

平成9年7月に会社を退職後、内定先の会社に入社するまでの間、国民年金と国民健康保険に加入するため、妻と一緒に市役所に行き保険料を納めた記憶がある。数年後、私の年金手帳に国民年金への変更記録が記載されていないことに気付き、社会保険事務所に調べてもらったところ、変更手続は行われているとの回答であったにもかかわらず、申立期間が未納とされている。納付時の領収証書は見付からないが、納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人が国民年金の加入資格を得たのは、平成19年8月28日であることが確認でき、申立期間は未加入期間となっている。

申立人は、平成9年7月に会社を退職後、同年9月に再就職するまでの間、妻と一緒に国民年金と国民健康保険に加入し、申立期間の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、国民健康保険の加入記録をみると、申立人及びその妻は、平成9年8月14日に加入手続を行っていることが市の国民健康保険資格履歴照会で確認できる。また、申立人の妻の国民年金記録は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を国民健康保険の加入手続日と同一日の同年8月14日に行っていることが市の被保険者名簿で確認できる。

また、市の窓口では、配偶者が厚生年金保険被保険者資格を取得又は喪失した場合の国民年金の取扱いとして、夫婦共に資格の取得(変更)等が必要となることから、夫婦同時に手続を行うこととしている。この点に関して、申立人の妻は、種別変更手続が申立人の厚生年金保険資格の喪失日に的確に対応して

いること、及び夫婦の国民健康保険は同時に加入していることを踏まえると、申立人もその妻と同時期に加入手続を行い国民年金の資格を得ていたものと考えるのが相当である。

さらに、申立期間についてみると、2か月と短期間であり、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているほか、厚生年金保険からの切替えを行っていないながら、あえて申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和45年4月

申立期間①についての国民年金保険料は、集金人に納付していたのか、A市役所の窓口で納付していたのかは記憶していないが、毎月100円の保険料を支払っていたと思う。

この期間の年金手帳は紛失してしまったので、証明するものは手元に無い。

申立期間②については、集金人かB市役所の窓口で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間②についてみると、申立人は、昭和42年4月から共済年金に加入する45年3月までの期間について、申立期間を除き、未納期間は無く、昭和43年度及び44年度は期限内納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和45年5月11日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳から確認できる。申立人は、資格喪失後に共済年金に加入し、以後国民年金の加入期間が無いことから、国民年金の資格の喪失の手続は国民年金から共済年金への切替えの時期になされたと考えるのが相当である。この場合、申立期間に当たる同年4月分については現年度納付することが可能であり、この時期の申立人の納付状況や申立人が国民年金の喪失手続のために市役所に出向しているとみられることを勘案すると、1か月間だけ納付しないのは不自然である。

次に、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳は、昭和41年7

月 1 日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間は制度上納付することができない上、同年 4 月から 41 年 3 月までの期間の保険料は、集金人又は市役所で納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度の印紙検認記録には、検認印が押印されていることが確認できるものの、申立期間に当たる 41 年度の印紙検認記録については、検認印が押印されることなく、右側の印紙貼付欄が切り取られている。

さらに、申立人の国民年金への加入手続の状況や納付場所など納付をめぐる記憶は曖昧である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の昭和 45 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私は昭和47年9月ごろ、国民年金の記録上43年の資格取得時から「A」と間違った氏名にされていたのに気づき、その訂正のためB市役所に行った時に申立期間の国民年金保険料を納付した。そのとき、免許証を見せて氏名を確認してもらったのでよく覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和43年4月以降の国民年金保険料を完納しており、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金保険料領収証書をみると、申立期間前後は現年度納付されていることが確認でき、また、同領収証書の納入者氏名欄をみると、申立期間前の昭和47年4月から6月までの分（納付月は47年8月11日）まで「A」と記載されていたものが、申立期間直後の同年10月から12月までの分（納付月は48年1月29日）からは「B」と訂正されていることが確認できることから、47年9月ごろに市役所で氏名の訂正の申立てを行ったとする申立人の陳述に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、同期間をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、国民年金発足以来、将来のためにかけた方がいいと言う母の強い勧めもあり一月も欠かさないように納付してきました。結婚後も任意加入し夫の給料が出ると、まず住宅ローン、年金、子供の学費を支払い、残ったお金を生活費と決めてやりくりしてきましたので、一年も未納期間とされているのは納付できません。当初、昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの 9 か月も未納とされていましたが、後に検認印がある年金手帳が見つかり納付記録の訂正をしてもらいましたので、申立期間が未納とされているのも何かの間違いではないかと思えます。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達した平成 9 年 8 月までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除いてはすべて保険料を納付していることから納付意識が高いものと考えられる。

そこで、社会保険庁の特殊台帳をみると、申立期間直後の昭和 56 年度、57 年度及び 58 年度に催告を行った記録と、56 年度及び 57 年度分の保険料を昭和 58 年 11 月に過年度納付している記録が確認できることから、申立人は、催告を受けて、2 年分の保険料をまとめ払いしたと考えることが自然である。

また、同特殊台帳では、昭和 37 年度の保険料納付月数は 3 月と記録されており、A 市の被保険者名簿の納付記録にも昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間は未納と記録されていたが、後日、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 37 年度印紙検認記録欄に昭和 37 年 7 月から同年 12 月までの検認印の押印があること、及び同じく申立人が所持する 38 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を同年 6 月に過年度納付した際の領収証書から納付済みに職権訂正さ

れている事実があり、同特殊台帳の記録に誤りがなかったとは言い切れない。

以上のことから、申立人は、申立期間当時、現年度での保険料納付は無かったが、昭和 56 年度または 57 年度に社会保険事務所の催告を受け、申立期間の保険料を過年度納付したと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から60年9月までの国民年金保険料については納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から58年10月まで  
② 昭和59年8月から60年9月まで

昭和53年1月に、二女を出産してからしばらくしてA市役所に国民年金の再加入手続に行った。子どもを義母に見てもらっている間に手続に行ったのを覚えている。そのときに、同年1月に退職してからの年金保険料をまとめ払いした。手続時に納付書を受け取り、後日に納付したと思う。その後は定期的に年金保険料を支払っており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和53年1月からしばらく経った後にA市役所で国民年金の再加入手続を行い、同年2月以降の国民年金保険料を継続して納付していたと陳述している。

そこで、申立人の年金加入記録をみると、昭和53年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、55年7月1日に国民年金強制加入被保険者資格を取得、56年4月7日に同資格を喪失、58年11月11日に同資格を取得していることがわかる。

しかし、A市の被保険者台帳をみると、上記加入記録は平成2年11月16日に確認され訂正されたものであることが確認でき、少なくとも同年11月まで市及び社会保険庁は昭和53年2月1日以降、申立人が国民年金任意加入手続を行った59年4月の直前までの期間を年金未加入期間とみなしていたと考えることが相当である。

また、申立人は、昭和59年4月21日に任意加入手続したこととなっている

が、申立人に手続を行った記憶が無く、この日付は申立人の元夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日であることから、この記録も平成2年11月16日に追加されたものである可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和47年10月ごろにB市からC市に転居した際においても、国民年金の住所変更手続を行ったのが1年後の48年12月となっていることが確認できるが、手続後の49年1月から厚生年金保険被保険者となった51年3月の前月の同年2月まで保険料を完納していることから、申立人は手続をすれば適確に保険料納付を行う者であると考えられる。

以上のことから、申立期間②については、少なくとも申立人が保険料納付を開始した昭和59年4月ごろに加入手続を行ったものと推定でき、その時点において市は申立人を強制加入者と認識していたと考えられることから、昭和60年度についても納付書が送付されていたと考えることが自然であり、申立人の過去の納付行動からみて、厚生年金保険被保険者となった昭和60年10月の前月の同年9月まで保険料を完納したと考えることが相当である。

一方、申立期間①については、市及び社会保険庁において年金未加入者と認識されていた以上、納付書が作成され申立人に送付された可能性は無いと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から60年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月

私は、昭和44年3月に勤めていた会社を退職し、同年4月にA市へ転居して、市役所で転入の手続と同時に国民年金の加入手続を行った。

加入手続時に市役所の窓口で国民年金保険料として300円を支払い、国民年金手帳を郵送で交付してもらったと思う。

郵送されてきた手帳を確認すると、印紙検認台紙に300円と金額のみ記入され、検認印が無かったため市役所に出向き問い合わせたところ、女性職員から手帳が届いたということは納付と認めていますとの回答を受けたので、納付の扱いになっていると信じていた。

平成19年6月に年金問題が大きく報道されたので、社会保険事務所で記録を確認したところ、1か月未納とされていることを知り驚いた。申立期間の保険料の還付を受けた記憶が全く無いので納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居した昭和44年4月に、市役所の窓口で国民年金加入手続を行った際、同年同月分の保険料として300円を納付したと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳をみると、昭和44年4月23日に発行されたものであることが確認でき、昭和44年度の印紙検認記録欄に検認印の押印が無いものの、印紙検認台紙の4月の欄に手書きで300円と記載されていることが分かる。また、申立人が自宅に郵送されてきた国民年金手帳を確認した際、自身が市役所内で納付した昭和44年4月分保険料の検認印が押印されていないことに気付き、改めて市役所に出向いて、納付の事実を再

確認したとする陳述は具体的で信憑性<sup>しんぴょうせい</sup>が高いものと判断できる。

また、申立期間当時申立人と同居し、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている元夫の納付記録をみると、申立期間と重なる昭和44年4月の保険料を納付していることが確認できた。

以上のことから、申立人は国民年金加入手続時に昭和44年4月分の保険料を市役所窓口で納付していたが、同年4月25日、厚生年金保険適用事業所に就職し、同年4月から厚生年金保険被保険者となったため、同年4月分の年金保険料が重複することとなったが、何らかの事務的過誤が生じ、国民年金保険料の納付記録が失われたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの期間、51年10月から52年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年9月まで  
② 昭和51年10月から52年3月まで  
③ 昭和53年10月から54年3月まで

私は、国民年金制度の発足に併せて、夫婦二人の国民年金加入手続を行った。その後、A市役所からほぼ毎月自宅へ集金に来る集金人に、妻が手元現金の中から、夫婦二人分の国民年保険料を納付し年金手帳に領収印をもらっていた。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、夫婦連番で昭和37年1月に払い出されていることが確認でき、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人夫婦は、申立期間①、②及び③を除き、制度発足の36年4月以降国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料は国民健康保険料と併せて申立人の妻が同じ集金人に納付していたとしているところ、A市役所では当時、国民健康保険料の集金人が国民年金保険料も併せて集金していたことが確認できる上、申立期間当時は、家業は軌道に乗り、保険料支払いに支障は無く、家族が日中に自宅を空けることも無かったので、集金人が来れば必ず納付したとする申立人の陳述にも不自然な点はみられない。

さらに、申立期間①、②及び③は、いずれの期間も3か月あるいは6か月と短期であり、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの期間、51年10月から52年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年9月まで  
② 昭和51年10月から52年3月まで  
③ 昭和53年10月から54年3月まで

私の夫は、昭和35年10月に国民年金の加入手続を行い、その後は私が、A市役所からほぼ毎月自宅へ集金に来る集金人に、手元現金の中から夫婦二人分の国民年保険料を納付し年金手帳に領収印をもらっていた。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和37年1月に払い出されていることが確認でき、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人夫婦は、申立期間①、②及び③を除き、制度発足の36年4月以降国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料は国民健康保険料と併せて同じ集金人に納付していたとしているところ、A市役所では当時、国民健康保険料の集金人が国民年金保険料も併せて集金していたことが確認できる上、申立期間当時は、家業は軌道に乗り保険料の支払いに支障は無く、家族が日中に自宅を空けることも無かったので、集金人が来れば必ず納付したとする申立人の陳述にも不自然な点はみられない。

さらに、申立期間①、②及び③は、いずれの期間も3か月あるいは6か月と短期であり、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間①、②及び③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで  
昭和46年に国民年金に加入して以降、遅れること無く国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の3か月の保険料のみ未納とされていることは納付できない。申立期間の保険料については、納付時期は覚えていないが、私が夫婦二人分の保険料を3か月に1回市役所で納付していた。保険料額は、1万円を支払って数千円のお釣りをもらっていたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の3か月を除き、昭和38年10月から60歳に至る平成15年9月までの国民年金保険料をすべて納付しており、また、昭和46年12月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年12月5日に、それまで未納であった38年10月から43年12月までの保険料を特例納付、44年1月から46年3月までの保険料を過年度納付するとともに、同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付しており、保険料の納付意識が極めて高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、納付時期は覚えていないが、夫婦二人分の保険料を3か月に1回市役所で納付しており、保険料額は1万円を支払って数千円のお釣りをもらっていたと申し立てしているところ、申立期間に係る夫婦二人の3か月分の保険料は6,600円であり、申立内容とおおむね一致するほか、保険料の納付方法、納付頻度などは当時の状況と符合する。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、昭和48年度から59年度までの保険料を現年度納付していることが確認でき、市役所の被保険者名簿を見ると、申立期間前の昭和47年1月から48年3月までの保険料を夫婦同一日に納付していることが確認できることから、保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の3か月分のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

昭和36年に国民年金に加入して以降、遅れること無く国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の3か月の保険料のみ未納とされていることは納付できない。申立期間の保険料については、納付時期は覚えていないが、妻が夫婦二人分の保険料を3か月に1回市役所で納付していた。保険料額は、1万円を支払って数千円のお釣りをもらっていたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の3か月を除き、昭和36年4月から60歳に至る平成8年1月までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付を担っていた申立人の妻も、申立期間の3か月を除き、昭和38年10月から60歳に至る平成15年9月までの国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の妻は、昭和46年12月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年12月5日に、それまで未納であった38年10月から43年12月までの保険料を特例納付、44年1月から46年3月までの保険料を過年度納付するとともに、同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付しており、保険料の納付意識が極めて高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、納付時期は覚えていないが、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を3か月に1回市役所で納付しており、保険料額は1万円を支払って数千円のお釣りをもらっていたと申し立てしているところ、申立期間に係る夫婦二人の3か月分の保険料は6,600円であり、申立内容とおおむね一致するほか、保険料の納付方法、納付頻度などは当時の状況と符合する。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、昭和48年度から59年度までの保険料を現年度納付していることが確認でき、市役所の被保険者名簿を見ると、申立期間前の昭和47年1月から48年3月までの保険料を夫婦同一日に納付していることが確認できることから、保険料の納付意識の高い申立人の妻が、申立期間の3か月分のみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から44年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料の納付は母親に任せており、母親が家族及び従業員分の保険料をまとめて集金人に納付していた。母親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の昭和36年5月から44年3月までの国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料の納付を担っていた申立人の母親は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳に至るまでの保険料を完納しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の母親が家族及び従業員の国民年金保険料をまとめて集金人に納付していたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその両親の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月24日に払い出されているほか、申立期間当時、申立人の父親が経営するA店に住み込みで勤務していた従業員も申立人家族と同日付けで手帳記号番号が払い出されている。申立人の両親の納付記録をみると、申立期間の保険料は納付済みとされている上、記録が確認できる従業員についても、同年4月から厚生年金保険被保険者となった43年3月までの国民年金保険料は納付済みとされていること、さらに、従業員は当時A店に勤務していた間の国民年金保険料は申立人の母親が代わって納付してくれていたと陳述していることから、申立人の国民年金保険料についても、手帳記号番号の払出しを受けた昭和39年度当初である昭和39年4月から集金人に現年度納付していたものと

考えるのが相当である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月24日に払い出されていることから、この手帳記号番号によっては、同年3月以前の保険料を集金人に現年度納付することはできない。

一方、申立人の両親は、手帳記号番号の払出日からみて、昭和39年3月以前の保険料を特例納付又は過年度納付したものと推測できる。他方、申立人は、43年11月の結婚以降、57年から58年ごろまでは、申立人の妻の保険料についても申立人の母親が納付していたと陳述しているが、その申立人の妻及び記録が確認できる従業員2人の納付記録をみると、さかのぼって保険料を納付していないことが確認できることから、申立人についても、39年3月以前の保険料をさかのぼって納付したものとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金への加入及び保険料納付に関与しておらず、保険料の納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、申立人が、昭和39年3月以前の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年9月まで

私は、国民年金の加入手続をしてからは、自宅に来る集金人に3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。昭和47年ごろにA市から姉の家族が住んでいるB市へ本籍は移したが、B市に転居しておらず、申立期間当時はA市で集金人に保険料を納付し続けていた。未納による催告を受けたことも無く、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和44年度以後、申立期間の10か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

申立人は、申立期間の保険料を自宅に来るA市の集金人に3か月ごとに納付していたと申し立てているところ、申立人のA市の被保険者名簿を見ると、昭和48年3月19日にB市に職権転出と記載されている。しかし、申立人は、同年4月13日にB市に転籍しているものの、43年から平成3年まではA市に居住していたと陳述しており、戸籍の附票を見てもB市での居住記録は無く、子が昭和50年4月にA市から障害者手帳の交付を受けていることなどからみて、申立人はB市に転出したとは認められない。また、市役所の被保険者名簿に職権転出と記載されているB市の住所は、46年8月15日の住居表示変更以降存在しない住所であること、さらに、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間の直前直後の期間である48年4月から同年11月までの期間及び49年10月から53年3月までの期間の納付記録欄に「納他庁」とのゴム印が押されており、当時移管された被保険者台帳のあるC社会保険事務所の管轄市町以外の市町

村で保険料が現年度納付されていることが確認でき、申立人が陳述するとおり、当時A市で保険料が納付されていたものと考えられる。以上のことから、申立人の納付記録の管理に事務的過誤が存在したものと考えられ、申立人の申立期間に係る納付記録が何らかの理由で失われた可能性を否定することはできない。

加えて、申立人は、特殊台帳で納付状況が確認できる昭和 48 年度から 59 年度までの期間は申立期間を除いて保険料をすべて現年度納付しており、また、申立人が陳述する保険料の納付方法、納付頻度などについても不自然な点はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1503

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年3月まで

年金記録問題が騒がれ始めたため、心配になって家族の国民年金保険料納付記録を調べたところ、私だけに未納期間があり、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間当時私は学生であり、両親が任意加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母は郵便局か銀行に家族3人分の納付書を持って行き、漏れの無いように納付していた。

任意加入を中断する理由も無く、私も母も資格の喪失の届出を行った覚えも無いので、申立期間の保険料を納付したことは間違いなく、未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親は、共に昭和36年4月から60歳に至るまでの保険料を完納しており、申立人の弟を含め家族4人の保険料を平成元年度から前納しているなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人とその家族の保険料納付を担っていた申立人の母親は、申立期間当時、郵便局か銀行で納付書により保険料を納付していたと陳述しているところ、その納付方法などは当時の状況と符合する。

さらに、申立人が在籍していたとする学校に在籍状況を照会したところ、申立人が申立期間当時学生であったことが確認できる。

加えて、申立人及びその母親は、任意加入手続を行って保険料の納付を始め、任意加入を中断する理由も無く、資格喪失届出を行った覚えも無いと申し立てているところ、申立人は、昭和60年4月に学校に入学し、国民年金に任意加

入して国民年金保険料を納付し始めており、申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付済みとされていることから、保険料の納付意識が高い申立人の両親及び申立人が、特段の理由も無く任意加入資格の喪失届を提出するものとは考え難い。また、社会保険庁の記録をみると、申立人は在学中であるにもかかわらず、申立期間直後の62年4月から、加入資格は強制加入期間とされているなど行政側の記録に不自然な点がみられることから、申立人の納付記録の管理に何らかの事務的過誤があったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年6月までの期間、同年10月から42年3月までの期間及び同年7月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年6月まで  
② 昭和41年10月から42年3月まで  
③ 昭和42年7月から43年3月まで

私は、昭和41年5月1日にA市役所の窓口で、申立期間①を含む同年4月から同年9月までの国民年金保険料600円を納付した。当時の家計出納簿に記録が残っているにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②及び③についても、同様にA市役所の窓口で保険料を納付していた。当時の家計出納簿は残っていないが、申立期間前後の期間は納付済みとされており、私の性格からして保険料を滞納することは考えられず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の18か月を除き、462か月の国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①当時の出納簿（家計簿）を保有しており、その出納簿を見ると、昭和41年5月1日に申立期間①を含む同年4月から同年9月までの国民年金保険料600円を支払った記録が記載されている。社会保険庁の納付記録をみると、同年7月から同年9月までの保険料は納付済みとされており、保険料額も当時の制度状況に一致していることから、申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の保有する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間を含む昭和40年度から43年度まではすべて空欄で、検認印が押されていない。

いが、社会保険庁の納付記録をみると、40年度及び43年度並びに昭和41年7月から同年9月までの期間及び42年4月から同年6月までの期間の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立人の特殊台帳及び納付記録をみると、納付状況が確認できる昭和48年度から平成13年度までの保険料は現年度納付されていることが確認できる。

以上のことから、保険料の納付意識が高い申立人が、申立期間②及び③の保険料についても、納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年3月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで

私は昭和45年11月に結婚するまでは叔父と一緒に生活をしていました。叔父が私の国民年金保険料を納付してくれましたので、42年9月から43年3月までの期間が未納とされていることに納得ができません。さらに結婚後から自分で国民年金保険料を納付してきました。60年10月30日に年金を止める手続きをした覚えが無いのに、同年10月から61年3月まで未加入扱いとされていることに納得ができません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は任意加入期間179か月間を含む国民年金加入期間277か月間のうち、申立期間①を除く270か月間の保険料は納付済みである(ただし申立期間②は未加入期間)。また、①の期間の保険料を納付していたとする申立人の叔父の納付記録をみると、この期間を含めた国民年金加入期間120か月間の保険料を完納していることから、申立人及び叔父の納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、直前の加入者の資格取得日である昭和44年2月28日から、申立人所持の年金手帳で確認できる最初の検認日である同年3月24日の間になされたものと推定できる。この場合、申立期間①については手続日から同年10月末までの間は過年度納付が可能であった。

また、この期間直後の申立人の納付記録をみると、直後3か月分を現年度納付し、その後の9か月分については過年度納付していることが同手帳の記録から確認でき、当時は、過年度納付の勧奨がなされていたものと推定できる。

これらの点を踏まえ、申立人の叔父の納付意識の高さに鑑みると、申立期

間①について、過年度納付していたと考えるのが自然である。

次に、申立人の資格記録をみると、昭和42年9月20日に強制加入で資格を取得後、45年11月の婚姻後からは任意加で加入を継続し、60年10月30日に資格を喪失していることが、申立人所持の年金手帳及び社会保険庁の電算双方の記録において確認できる。この場合、申立期間②は未加入期間となるため制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人はこの資格の喪失に係る届出を行ったか否かについての記憶は定かではないが、申立人が所持する当時の年金手帳の記録欄に、昭和60年10月30日付けで資格を喪失したことが明確に記載されており、申立人の意思により届出がなされたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和11年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和43年3月から52年12月まで  
②昭和58年4月から同年6月まで

国民年金保険料の特例納付期間の終わりごろである昭和55年6月7日、自分たち夫婦の老後のことが気になっていた私は、銀行預金から100万円を引き出して市役所へ行き、夫婦二人分の保険料の未納分をすべて一括して納付した。そのとき、何百円か少しだけお釣りをもらったこと、市役所の職員から、これで未納分はすべて埋まったと言われたことを覚えている。

ところが、60歳ごろ銀行で将来の予想年金額を計算してもらったとき、過去にかなりの未納期間があることを知らされ、非常に驚いた。未納とされている期間の保険料の領収書は無いので、特例納付をしたときに領収書をもらわなかったとしか思えない。支払った金額が高額であるため、そのときの市役所でのやりとりを非常にリアルに覚えている。

このことについて、今回社会保険事務所に照会すると、昭和43年3月から52年12月までの期間がやはり未納とされており、納得がいかない。この期間の分については市役所の職員の横領ではないかと思う。

また、それ以後も中断なく保険料を納付してきたはずであるが、昭和58年4月から同年6月までの期間も未納とされているのも納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦共に昭和55年6月になって初めて国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所の特種台帳から確認できる。その際、特例納付に過年度納付を併せて、申立人については89か月分、申立人の夫については109か月分の保険料を納付したと

推定される。この場合、上記の特例納付及び過年度納付を行った上に、昭和55年度以降の保険料を60歳到達時まで欠かさず納付すれば、夫婦いずれも納付月数が301か月(厚生年金保険加入期間及び合算対象期間を含む)に達して、年金受給要件を満たすことになるという状況であった。

これらの点を踏まえ、当時の特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であることを考慮に入れると、申立人夫婦は、受給権確保を図る観点から、申立期間を除く前述の期間についてのみ特例納付の勧奨を受けて納付したと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所の特殊台帳から、申立人が昭和36年4月から40年7月までの期間及び42年5月から43年2月までの期間の保険料を55年6月に特例納付していること、申立人の夫も同様であること(ただし、夫の場合、二つ目の特例納付期間は42年5月から44年10月まで)が確認されるが、それらの特例納付額を合算すると、57万6,000円となり、これに特例納付と同時に納付したと考えられる過年度納付額15万7,920円を加えても夫婦二人分で73万3,920円となり、申立人が納付したと陳述する100万円弱とは大きな隔たりがある。

さらに、上記の特例納付額及び過年度納付額に申立人夫婦それぞれの申立期間の保険料総額86万4,000円を加算すると、夫婦二人で総額159万7,920円となり、申立人が納付したとする100万円弱を大きく超えることになる。

このように申立人の陳述に符合しない諸々の事情がみられる一方で、当該期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

一方、申立期間②について、申立人の保険料納付記録をみると、社会保険庁の納付記録から申立期間の前後が納付済みであることが確認できる。また、申立人が自分の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、同記録から当該期間については納付済みであることが確認できる。この点を踏まえると、申立期間②について保険料を納付していたとする申立人の陳述に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1507

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

国民年金保険料は独身時、会社で事務担当をしていたこともあり、国民年金についての知識はあります。結婚後3年経ってから自ら任意加入にA市役所に行き、昭和59年に厚生年金保険に加入するまでの約11年間納付しました。税金等役所関係の納付は、届くとすぐに納付しています。夫が定年退職後は、国民年金の加入手続を2、3週間経ってから自ら行いましたので、1か月だけ未納とされていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が会社を退職した平成12年に国民年金被保険者資格を再取得し、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であった昭和48年12月に任意で国民年金に加入し、60歳で資格を喪失する平成13年4月まで申立期間を除き未納が無く、納付意識が高かったものと推定できる。

また、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年には、第1号被保険者該当勧奨を受けているものの速やかに資格再取得の手続を行い、申立期間に継続する同年4月から同年6月までの間の保険料を同年8月に納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。この時点においては、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、1か月分のみ未納とするのは不自然である。

さらに、市では国民年金被保険者資格再取得の際、未納があれば納付勧奨を行っている」と陳述しており、申立人の納付意識の高さに鑑みれば納付していたものと見るのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

昭和40年2月に、未納であった38年1月から同年3月までの分、39年4月から同年9月までの分の合計1,350円を現金で郵便局から市に送金した。その際受け取った領収証は、38年1月から同年3月までの分と、既に39年4月1日に納付済みである38年10月から39年3月までの分と記載されていることに気づいた。当時市役所に連絡したが間違いは無いと聞き入れてもらえなかった。38年10月から39年3月の期間は年金手帳の検認印で納付していることは把握していた。

今回、申立期間について記録照会を行ったところ、申立期間は、任意加入資格の喪失に伴い未加入期間であるとの回答を得た。また、昭和38年10月から39年3月までの保険料は重複納付のため還付するとの説明を受けたが、私自身、任意加入を辞めた覚えは無く、申立期間の保険料として900円を市に送金したものであり、納付として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の資格の記録は、昭和35年10月1日に強制加入として資格を取得後、配偶者の厚生年金保険加入後も、継続して37年11月5日付けで任意加入の種別変更を行い39年4月1日に資格を喪失していることが社会保険庁の記録から確認できる。また、この間の保険料については、完納していることが同様に確認でき納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人が申立期間の保険料を郵便局から送金した際に、市役所から返送され受領したとする2枚の領収証をみると、日付は昭和40年2月10日と同じで、市の領収証と過年度の領収証(社保用)となっている、2枚は、ほぼ同じ筆跡である。当時A市(旧B市)には社会保険事務所は存在しないことか

ら、市の取扱いである現年度の保険料と、過年度分で未納となっている期間の納付書を市の担当者が便宜的に作成し納付を代行したと推認される。

その際、過年度は正しく記入されていたが、市の領収証は、氏名は正しいが年金の番号は1番ずれて他者の番号が誤って記載されている。年度についても市が取り扱えない昭和38年度となっているが、前述のとおり、2枚の領収証は、市の同一担当者が記入していると推認されることから、現年度と過年度の取扱いは十分承知していたと考えられ、単純な年度の記入誤りであって、市の領収証の納付年度は39年度とみるのが自然である。

また、市の領収証が年度の誤りのとおり収納が行われたとするならば、昭和38年10月から39年3月までの6か月分の保険料は、申立人陳述のとおり、同年4月1日に納付済みであることが年金手帳から確認できることから、重複納付となる。しかし、社保の特殊台帳には重複納付も還付の事跡も見当たらない。

資格の記録に関しては、申立人は子供の小学校の在学のためA市（旧B市）に昭和39年12月まで在住し、夫の事情のため翌月に夫の実家であるC県へ転居していたと陳述している。その後未納の保険料を送金していることから、同年4月1日に任意加入を辞退したとは考え難い。

さらに、任意加入を辞退した日が、昭和39年4月1日であるならば、同年4月以降は納付の管理を行う必要は無く、印紙検認台紙の切り離しは不要であるはずだが、なぜか昭和39年度の印紙検認台紙は契印を押して切り離されている。このことは昭和39年4月1日の任意加入の日付が不自然であり誤って記載した可能性も否定できない。

以上により、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料の納付記録が複数の行政側の事務的過誤と、不自然な事務処理が重なり、正しく収録されないまま経過したと考えられる。また、申立人本人に任意加入を辞めたとの認識が無く、納付する意志で送金したと陳述している点に不合理さは無く、任意の喪失日は昭和40年1月中とみるべきである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から50年12月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和53年ころに過去の国民年金保険料を何回かに分けてまとめて支払った。納付金額は夫婦二人分で40万円から50万円であり、納付場所はA銀行B支店であった。上記期間①が未納とされているのは納付できない。

また、保険料は、常に夫婦二人分を一緒に支払ってきたのに、私だけ上記期間②が未納とされているのも納付できない。

なお、Cの姓はよくDと読み違えられることから、別の読み方による調査も行ってほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号払出簿をみると、昭和53年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、過年度納付が可能であった51年1月から53年3月までの期間に対し、夫婦二人分で9万3,000円の保険料を、同年6月及び54年1月の2回に分割して納付していることが特殊台帳の記録から確認できる。また、申立人夫婦は、57年7月から60年3月までの免除期間に対しても、夫婦二人分で38万3,160円の追納保険料を、平成5年1月及び6年1月の2回に分割して納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。したがって、これらの過年度保険料及び追納保険料の合計金額は夫婦二人分で47万6,160円となり、申立期間①について、40万円から50万円を何回かに分割して納付したとする申立内容と一致している。

また、昭和53年6月当時は特例納付が可能な時期であるが、申立人夫婦が申立期間①の保険料を特例納付した場合の保険料合計額は夫婦二人分で44万

円であり、上記金額と合算すると 91 万 6,160 円となり、申立人が納付したとする金額と大きく異なることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、「D」を含め別の読み方による各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人は、国民年金保険料を夫婦二人分を一緒に納付してきたと申し立てているところ、納付記録がはじまる昭和 51 年 1 月以降は、申立期間②を除き、申立人夫婦の納付状況が同一であることに加えて、未納期間が無いことから、申立人夫婦の納付意識が高かったこともうかがえる。

また、申立期間②は 3 か月と短期間である上、申立人の夫と共に、昭和 54 年 1 月に過年度としてまとめ払いを行った 51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の保険料の一部であることから、申立人のみが未納と記録されていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1510

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私達夫婦は、昭和53年6月にA県B市からC市に引っ越した際、夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、私が勤めを辞めた52年10月までさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付した。納付場所はC市役所の建物内にあったD銀行の窓口で、同年10月から53年3月までの6か月分と現年度保険料を納付書でまとめて支払ったが、金額は覚えていない。

その後は、妻が毎月、E銀行の窓口で納付していたのに、上記期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、C市に転入した昭和53年6月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の保険料と現年度保険料をまとめて支払ったと申し立てしているところ、申立人夫婦の手帳記号番号払出時期である55年4月1日に、54年4月から55年3月までの期間の保険料をまとめて現年度で納付していることが特殊台帳の記録から確認でき、転入時期と加入手続を行ったとする時期に相違はみられるが、国民年金の加入手続の際に保険料を現年度納付したとする申立内容と符合するほか、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、市役所における当時の納付状況等について具体的かつ明確に陳述しており、その内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1511

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私達夫婦は、昭和53年6月にA県B市からC市に引っ越した際、夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、夫が勤めを辞めた52年10月までさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付した。納付場所はC市役所の建物内にあったD銀行の窓口で、同年10月から53年3月までの6か月分と現年度保険料を納付書でまとめて支払ったが、金額は覚えていない。

その後は、私が毎月、E銀行の窓口で納付していたのに、上記期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、C市に転入した昭和53年6月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の保険料と現年度保険料をまとめて支払ったと申し立てしているところ、申立人夫婦の手帳記号番号払出時期である55年4月1日に、54年4月から55年3月までの期間の保険料をまとめて現年度で納付していることが特殊台帳の記録から確認でき、転入時期と加入手続を行ったとする時期に相違はみられるが、国民年金の加入手続の際に保険料を現年度納付したとする申立内容と符合するほか、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、市役所における当時の納付状況等について具体的かつ明確に陳述しており、その内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 36 年 3 月 8 日まで  
② 昭和 36 年 6 月 10 日から 37 年 4 月 18 日まで  
③ 昭和 37 年 4 月 16 日から同年 7 月 20 日まで  
④ 昭和 39 年 2 月 10 日から同年 7 月 26 日まで  
⑤ 昭和 39 年 11 月 5 日から 42 年 2 月 21 日まで

昨年の年金問題の際に社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、昭和 34 年 3 月 16 日から 42 年 2 月 21 日まで勤務していた 6 社中 5 社の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答があった。

脱退手当金は請求したことも受け取った記憶も無いので納得できない。

昭和 34 年 3 月 16 日から 42 年 2 月 21 日まで勤務していた 5 社の厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 43 年 5 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 42 年 4 月 21 日に婚姻し改姓しているが、脱退手当金支給の対象となった最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず、厚生年金保険記号番号払出簿より、55 年 5 月 12 日に申立人の氏名変更届の受理が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、不自然である。

さらに、脱退手当金を支給する際、本来は、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、昭和34年3月16日から42年2月21日まで勤務していた6社のうち、37年4月16日から39年1月21日まで勤務したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間の被保険者期間を失念するとは考え難い上、当該期間は同一の被保険者番号で管理されていることから、未支給期間が存在することは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を48年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月24日から51年8月1日まで  
私は、A社に昭和41年2月1日から平成19年10月21日まで継続して勤務していた。このうち、47年8月24日から、A社が社名変更した51年8月1日までの期間の記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、事業主の陳述及び雇用保険の記録（昭和42年9月21日に取得、平成19年10月20日に離職）により、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の給与明細書により、申立期間のうち、昭和47年8月から同年12月までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除（翌月控除）されていたと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和47年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書における保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

加えて、社会保険庁の記録によると、A社は昭和47年9月5日に全喪

し、51年8月1日に名称変更の上、新規適用事業所としての届出を行っており、申立期間においては適用事業所としての記録は見当たらない。しかし、事業主及び当時の従業員は、当時の従業員数は一部のパート従業員を含め、常時15名ぐらいであったと陳述しているほか、事業主は、いったん全喪したものの1か月から2か月ぐらいまで再建したと陳述していることから、申立期間において、A社は全喪後も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし、継続して事業を行っていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は昭和47年9月5日に全喪し、適用事業所としての要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は47年8月から同年12月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、上記期間以降の昭和48年1月から51年8月1日までの期間の保険料控除については、申立人は「申立期間中も雇用形態は変わらず、ずっと勤務していた。会社から社会保険の全喪についての話は無かった。申立期間の途中で厚生年金保険の天引きが途絶えた記憶は無く、また後日になって余分な天引き分について返金を受けた記憶も無い。」と陳述しているものの、これを裏付ける関連資料等はなく、また、事業主及び同僚からも当該期間に係る保険料控除を明らかとする陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和48年1月から51年8月1日までの期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和48年1月から51年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年8月5日に、申立期間②に係るB社における資格喪失日に係る記録を28年2月1日に、申立期間③に係るA社における資格喪失日に係る記録を29年6月1日にそれぞれ訂正し、昭和24年7月の標準報酬月額を6,000円、27年1月から28年1月までの標準報酬月額を8,000円、29年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月31日から同年8月5日まで  
② 昭和27年1月30日から28年2月1日まで  
③ 昭和29年5月28日から同年6月1日まで

私は、C社グループに昭和24年7月1日から53年12月26日まで継続して勤務していた。そのうちA社で勤務していた申立期間①の1か月間、B社で勤務していた申立期間②の13か月間及びA社で勤務していた申立期間③の1か月間の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ空白とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の在職については、雇用保険の記録（昭和24年7月1日に資格を取得、53年12月25日に離職）から申立期間①、②及び③を含め継続して勤務していたことが認められるほか、B社（現在は、C社社長が35年1月1日に申立人に授与した10年勤続表彰状及びD社社長が45年1月5日に申立人に授与した満20年勤表表彰状から、申立人はC社及びそのグループ企業で継続して勤務していたことが確認でき、これらのことから厚生年金保険料も継続して控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間①は社会保険庁の昭和24年7月の記録から6,000円、申立期間②は27年8月1日の社会保険庁の記録から8,000円、申立期間③は当該期間前後の社会保険庁の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「社会保険事務所からの納入告知額どおりに納付しており、当該納付額に申立人の申立期間に係る保険料も包含されているはず」としているものの、「当時、グループ企業での資格得喪手続は、それぞれの事業所において行っていたが、各事業所の人事担当部門間の連携不足による事務ミスにより、申立期間のような空白期間が生じたものと思われる」としていることなどから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和24年8月、27年1月から28年1月までの期間、及び29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和46年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月28日から同年12月1日まで

私は、A社でC業務従事者として昭和42年3月27日から46年11月27日まで勤務し、同年11月28日からは同社B営業所で勤務することになり転勤したが、社会保険庁の記録によると、B営業所で勤務を始めたのは同年12月1日からとされているため、厚生年金保険被保険者期間が1か月間空白とされているので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社B営業所での在職については、当時の同社B営業所長及びD営業所長から、申立人はこの間も継続して勤務していたとの陳述が得られたこと、また、雇用保険の記録において、申立人は、昭和42年3月27日から申立期間を含めて、平成元年6月30日まで同社及び関連企業に継続して勤務していたことが確認できる。

また、同社B営業所長からは、申立人は、申立期間の社会保険料については継続して給与から控除されていたとの陳述が得られた。

これらの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険庁の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主の所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間②に勤務していたとするA社B出張所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和25年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和25年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から25年1月1日まで  
② 昭和25年2月28日から同年3月1日まで  
③ 昭和42年4月29日から同年5月1日まで

私は、A社がB出張所を開設するに当たり、前の会社在职中に引き抜かれて期間を開けずに同出張所に転職し、昭和24年9月1日から勤務したのに厚生年金保険の記録が25年1月1日に資格を取得とされている。また、同社では転勤はあったものの、30年まで継続して勤務していたのに25年2月の1か月分が空白とされている。

さらに、C社からD社には、転職ではなく出向扱いで異動したため空白期間は無いはずなのに昭和42年4月の1か月分が空白とされている。

これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②においてA社B出張所で勤務していたと申し立てているところ、社会保険庁の記録をみると、同出張所は、事業所の移転に伴い、本来、「住所変更及び記号番号変更」として処理されるべきところ、

いったん、E社会保険事務所において昭和25年2月28日付けで全喪し、被保険者であった申立人を含む4人全員が同日付けで資格を喪失し、移転先の所在地を管轄するF社会保険事務所において、翌日の同年3月1日付けで事業所の新規適用を行い、申立人を含む上記被保険者4人全員が同日付けで資格を再取得していることが確認でき、事業主及び当時の同僚全員の所在が不明のため当時の事情を明らかとすることはできなかったものの、これらのことから申立期間②の期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたと認められる。

また、移転後のA社B出張所の新規適用時には、上記の4人以外に4人が被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、この4人はA社の本社から異動となり、昭和25年3月の移転前からA社B出張所に勤務していた者であると陳述しており、この陳述は、うち1人のA社（本社）における資格の喪失日が24年10月6日であることと符合することから、移転前のA社B出張所は、申立期間②においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立期間①については、A社B出張所の厚生年金保険の新規適用日をみると、昭和25年1月1日となっており、新規適用日前に同出張所が厚生年金保険の適用事業所となっていた状況も認められない上に、同出張所の本社であるA社の事業所別被保険者名簿を確認しても、後年、同出張所で資格を取得している申立人を含む同僚の申立期間①に係る被保険者記録は見当たらなかった。

加えて、既に同出張所及び本社は全喪しており、事業主及び当時の同僚全員の所在も不明のため当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人も当時の保険料控除に関する具体的な記憶は無く、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間③について、申立人はD社に移籍したのではなく、C社G出張所からの出向扱いであったと申し立てているが、雇用保険の記録をみると、事業所番号において昭和42年2月1日に資格を取得、同年4月30日に離職とあり、同年5月1日には別の事業所番号の事業所において資格を取得しており、社会保険庁の記録と照査すると、当該記録はD社における記録とみられ、申立人は申立期間③はD社に在籍していたものと認められる。

また、同社は解散決議に伴い昭和42年4月29日に全喪しており、申立人を含む当時の被保険者全員(11名)の資格の喪失日をみると、同年4月

1日付けが3名、同年4月16日付けが2名、同年4月29日付けが6名となっており、申立期間③に係る保険料控除が行われていたか否かについては、事業主は所在不明のため明らかとすることはできず、申立人と同様に全喪日に資格を喪失している同僚からは、「会社閉鎖時の42年4月分の保険料控除があったか否かについては全く覚えていないが、当時の従業員の給与はD社から支払われており、申立人は同社の閉鎖後は再びC社に戻ったが、申立人の給与もD社から支払われていたように思う。当時、同社において社会保険事務や給与の管理をしていたのは申立人本人であった。」との陳述が得られ、申立期間③の当時に行われた全喪手続等については、申立人が何らかの事情を了知していたものと考えられるものの、申立人からは保険料控除についての具体的な陳述は得られず、明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和25年1月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、A社B出張所が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同出張所及び本社とも全喪しており、事業主も所在不明のため明らかとすることはできないものの、事業所移転に伴い、いったん、月末に当たる昭和25年2月28日付けで全喪した後に、改めて同年3月1日付けで新規適用が行われており、これらの届出を受け付けた社会保険事務所がいずれも記録を誤ったとは考え難いことから、事業所が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪国民年金 事案 1512

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年11月まで

私は昭和39年5月に結婚し、40年5月ごろに近所の人から勧められて、妻が集金人に頼むか、A市役所へ行って、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は妻が、自宅へ来ていた集金人に毎月又は2か月に一度夫婦二人分を納付していた。その当時の保険料月額は100円、150円、200円ぐらいであったと思う。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月ごろに妻が自身と申立人の二人の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の納付を始めたとして申し立てているが、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、A市からB市に転居した後の43年4月4日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前にほかの手帳記号番号が払い出されている形跡や事情等は見当たらなかった。

また、申立人は申立期間の保険料について、妻が夫婦二人分を集金人に毎月又は2か月に一度納付していたとして申し立てているが、昭和43年4月払出しの手帳記号番号によっては申立期間のうち、40年12月以前の保険料は制度上納付することができず、41年1月から42年11月までの保険料はさかのぼって納付することはできるものの、毎月又は2か月に一度納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の妻も申立期間の保険料は未納とされており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしたが、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1513

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年11月まで

私は昭和39年5月に結婚し、40年5月ごろに近所の人から勧められて、集金人に頼むか、A市役所へ行って、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は私が、自宅へ来ていた集金人に毎月又は2か月に一度夫婦二人分を納付していた。その当時の保険料月額は100円、150円、200円くらいであったと思う。

しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月ごろに自身と夫の二人の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の納付を始めたと申し立てているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、A市からB市に転居した後の43年4月4日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前にほかの手帳記号番号が払い出されている形跡や事情等は見当たらなかった。

また、申立人は申立期間の保険料について、自分が夫婦二人分を集金人に毎月又は2か月に一度納付していたと申し立てているが、昭和43年4月払出しの手帳記号番号によっては、申立期間のうち、40年12月以前の保険料は制度上納付することができず、41年1月から42年11月までの保険料はさかのぼって納付することはできるものの、毎月又は2か月に一度納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間の保険料は申立人の夫も未納となっており、申立期間の保険料をめぐる事情を汲み取ろうとしたが、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年2月まで

私は、昭和49年4月から現在の妻と暮らすようになり、妻と結婚した50年ごろ、将来のことを考えてA市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を支払うようになった。その後、昭和51年3月に再びA市役所に出向き、国民年金被保険者の資格喪失手続を行った。申立期間の保険料を全く納付していないとすれば、このような手続をするようなことは通常ありえないはずである。

平成16年12月に年金加入記録のお知らせが来たのでその内容を確認したところ、国民年金加入期間が全く記されていないことから社会保険事務所にそのことを申し出たところ、国民年金の加入月数23月と訂正されたが、この加入期間のすべてが未納とされているのは納得できない。

申立期間については、保険料を納付しているので納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ国民年金加入手続を行い国民年金保険料を納付していたが、51年3月ごろに国民年金被保険者資格喪失の手続を行ったとしており、このことは保険料を納付するつもりがあるから国民年金に加入したのであって、保険料を納付していないのであればわざわざ資格の喪失の手続を行う理由が無く、申立期間の保険料は納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、49年4月からの保険料を納付するためには一年分の保険料をまとめて納付する必要があるが、申立人は保険料を数か月分まとめ

て納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間の保険料納付について、納付の開始時期や納付場所等についての具体的な記憶が無い。

さらに、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1515

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年1月まで

私は、国民年金に加入した時期をはっきり覚えていないが、加入してそれ程たっていないころ、A市の集金人から「年金を多く受給できるから」と勧められて、過去の期間の国民年金保険料を2、3度さかのぼって納めたことを記憶している。

さかのぼって納めた保険料の金額、期間及びその時期についてははっきりと覚えていないが、国民年金に加入してから、保険料を納めなかったことは無いので、申立期間の記録が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した時期をはっきり覚えていないが加入後に、A市で集金人に過去の期間の国民年金保険料を2、3度納めた記憶があるので、申立期間の保険料はさかのぼって納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、A市が保管している申立人の国民年金被保険者台帳の備考欄には、「43.2～43.9 ¥3,600 〈46.7.6〉、43.10～44.12 ¥6,750 〈47.6.30〉、45.1～3 ¥600 〈47.6.30〉」の記録が残されており、この記載については、特殊台帳の記録と照合すると、それぞれ過年度納付及び特例納付による納付状況を記載したものと認められる。

これらの記録から、申立人は、昭和45年3月ごろに国民年金の加入手続を行った後、何らかの理由により43年2月から45年3月までの保険料を複数回に分けて過年度納付及び特例納付により納付したものと推定される。

さらに、上述の被保険者台帳の資格取得年月日欄には「45. 3. 30」を「36. 4. 1」に、種別欄の「任」を「強」にそれぞれ訂正された事跡があるところ、これは、制度上、任意加入者は加入日より前月分の保険料の納付ができないため、申立人の資格を任意加入者から強制加入者に変更したものと推定される。

一方、申立期間は、上述の特例納付及び過年度納付により保険料が納付された期間より前の期間であるところ、上述の市の被保険者台帳及び社会保険庁の特殊台帳には申立期間の特例納付をうかがわせる事跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入及び保険料納付に関する記憶はあいまいであり、申立期間の保険料納付をうかがわせる具体的な陳述は得られず、このほか、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年9月までの期間及び57年10月から58年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月から57年9月まで  
② 昭和57年10月から58年8月まで

私は、A市に転居した翌年の昭和54年の春ごろに、A市役所に出向き、国民年金の任意加入手続をした。当時は、会社を辞めてから国民年金に加入していなかったことに不安があり、同じマンションに住む知人と同市役所へ行ったことをはっきりと記憶している。

このころの国民年金保険料は、送られてきた納付書を使って、B銀行C支店で毎月納めていた。当時の保険料額は3,130円か3,310円だったと記憶している（申立期間①）。

また、昭和57年11月にD市に転居してから、住民票移転の手続と併せて国民年金の住所変更手続をするとともに、納付書を使い、金融機関で毎月保険料を納めてきた（申立期間②）。

なお、私の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄の昭和58年9月16日の年月日は私が自ら記入したものであるが、この時期は、私が第二子を出産して3か月も経たない時期であり、自らが任意加入手続のためにD市に出向いたのではなく、D市役所からの連絡により出向いたもので、今所持している年金手帳もその際に交付されたものであって、加入資格はこの時期以前から引き続いていると思っていた。

申立期間の記録が未納とされていることに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年の春にA市で国民年金の任意加入手続を行い、同年4

月から国民年金保険料を毎月納付したとしている。

しかし、申立人が現在所持している年金手帳記号番号は、昭和 58 年 10 月ごろに吹田社会保険事務所で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、この手帳記号番号が記されている年金手帳をみると、「初めて被保険者となった日」の欄に 58 年 9 月 16 日と記されていることが確認できる。

また、この年金手帳の「被保険者の種別」欄の「任」に丸印が付されていることから任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、資格取得前の保険料を納付することができず、申立人は上述の手帳記号番号では、昭和 58 年 9 月より前の保険料を納付することができない。

加えて、申立人が現在所持している手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、申立人の申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名別読みによる検索を行ったが、申立人の別の手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

また、申立人は、申立期間①の保険料については B 銀行 C 支店で、申立期間②の保険料についてもいくつかの金融機関で、毎月納付書により保険料を納めてきたと陳述しているところ、1 か月ごとの納付書が発行されるようになった時期は、A 市では昭和 62 年度から、D 市では 61 年度からであるとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の記憶はあいまいであり、このほか、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年3月までの期間及び43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年3月まで  
② 昭和43年4月から44年3月まで

私は、昭和36年6月から国民年金に加入して最後まで保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できない。当時の保険料金額や、納付場所は覚えていないが、保険料は、毎月父が私の分も一緒に納めていた。結婚してからは妻が夫婦二人分をまとめて納めていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月以降の保険料については、継続して納めていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月にB市で加入手続された同記号番号及び44年4月にA市で加入手続された同記号番号の2つの存在が確認される。この2つの記号番号については、56年に社会保険事務所において整理統合していることが特殊台帳から確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和44年4月に発行された2回目の手帳であることが確認される。その手帳に56年9月18日にC社会保険事務所から発行された「国民年金保険料の充当について」の通知書が添付されており、2つの番号を統合するため、1回目の記号番号で納付された37年4月から43年3月までの納付記録を2回目に払い出された記号番号に転記充当したことが記載されている。この通知が行われた時点で、1回目の払い出された記号番号での納付済期間は37年4月から43年3月までの間と把握されており、申立期間①は未納期間であったことが確認される。

次に、申立期間②について、申立人とその妻の国民年金記録を見ると、国民年金手帳記号番号は昭和44年7月に夫婦連番で払い出されており、夫婦共に同年4月からの保険料納付が確認できるものの、申立人の妻は同記号番号が払い出される前の同年3月までは未納の記録となっており、結婚後は妻が夫婦の二人分の保険料をまとめて納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和43年度の国民年金印紙検認記録欄には納付を示す検認印は認められず、納付状況を照合するための検印台紙が割印の上切り取られていることが確認できる。

さらに、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる痕跡は無く、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1518

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から4年1月まで

結婚後、私が国民年金未加入であることを夫の母が知り、平成4年2月ごろに夫の母と一緒に市役所へ行き、加入手続をした。そして、その場で母が未納となっている保険料をさかのぼって支払ってくれた。

保険料領収証書は失くしたが、納付したことは間違いなく、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して間もない平成4年2月ごろに、夫の母と一緒に市役所に行き、結婚した時期までの未納保険料を母がさかのぼって納めてくれたと申し立てている。

そこで、市役所の被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金の資格記録は、平成元年11月に資格を取得し、4年2月26日に第3号被保険者資格に変更していることが確認できる。また、同名簿に同年3月9日の記載があることから、この時期に申立人が加入手続を行ったものと認められる。

一方、申立人が申立期間の保険料を納付するには、平成2年1月から3年3月までの期間は過年度納付、同年4月から4年1月までの期間は現年度納付が必要となり、社会保険事務所及び市役所での収納手続となるが、いずれの記録も未納の記録となっている。また、申立人は申立期間のすべてを市役所でさかのぼって納めたと申し立てているが、当時、市役所では過年度保険料の取扱いが行われておらず、申立内容とは符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号での納付の可能性について、旧姓を含めて別の氏名読みによる検索を行ったが、その痕跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、さかのぼって納めたとする保険料額の記憶も定かでなく、

申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から41年3月までの期間及び42年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から41年3月まで  
② 昭和42年3月から46年3月まで

私が在学中に、母が市役所で私の国民年金の加入手続をし、兄や姉の保険料と一緒に昭和48年6月分まで納めてくれたと聞いている。自宅兼会社に市役所の集金係の人が徴収に来ていたので、その時に母が家族の国民年金保険料を一括して納めてきた。兄や姉の分は納付済みになっており、母も生前、私の分だけ納め忘れることはありえず、20歳から支払ったと断言しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年5月から国民年金に加入して、加入後の保険料を母親が家族の保険料と一緒に市役所の集金人に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年5月17日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、申立人が所持する手帳にも同一日の発行日が記載されている。この場合、この同記号番号が払い出された時点で、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を集金人に納付することはできず、特例納付を行う以外に保険料を納める方法は無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和46年度国民年金印紙検認記録から始まっており、集金人に申立期間①及び②の保険料を納付したことを裏付ける検認記録は存在しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名

読みによる検索を行ったほか、同記号番号払出簿の昭和38年5月から46年5月までのすべての内容を確認したが、その存在をうかがわせる痕跡は見当たらなかった。

これらの状況からみて、申立人が保険料納付を開始したのは、加入資格を得た昭和38年5月からではなく、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和46年度からとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私が22歳になった平成3年4月ごろに、書類の郵送で市役所に国民年金の加入手続をし、保険料は銀行で納めてきた。こうした手続は私に代わって母が行ってくれた。その時の保険料領収証書は、父が年末調整の保険料控除用に会社に提出してしまったのか、手元には残っていないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格取得日である平成3年4月ごろに市役所で加入手続を行い、以後の保険料は継続して母親が納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号の被保険者記録から判断して平成5年8月ごろに払い出されていると推認できる。この払出時期は、申立人が所持する平成5年度の国民年金保険料納付書兼領収証書が平成5年9月に発行され、同年4月から同年9月までの保険料を同年9月27日に納付していることから裏付けられる。

この場合、この国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により既に国民年金保険料を納付することはできない期間となっている。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名読みにより未統合記録を検索したが、別の同記号番号の存在をうかがわせる痕跡は見当たらなかった。

これらの状況から、申立人が国民年金保険料の納付を開始したのは、加入資格を得た平成3年4月からではなく、国民年金手帳記号番号が払い出された年度の5年4月からであったと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から57年3月まで

私の国民年金の加入手続は母がしてくれて、保険料の納付も父、母、妹の分と併せて母が市役所で納付していたはずですが、母は亡くなっているため、当時のことは詳しくわかりませんが、妹の保険料を納付しているのに私の保険料だけを納付していないとは考えられないので納付の事実を認め、年金受給に反映させてください。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人を含めた家族の保険料の納付手続も母親が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和58年1月29日であることがA市の被保険者名簿から確認できる。この時点では、申立期間のうち、43年8月から55年9月までの国民年金保険料は、制度上、既に納付することはできない期間となっている。

また、申立期間のうち、昭和55年10月から57年3月までの保険料は過年度納付となるため、市役所で納付することはできず、母親が申立人を含めた家族の保険料を市役所で納めていたとの申立てには符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、居住地を管轄する社会保険事務所において昭和42年10月から58年1月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間、62年4月から平成4年4月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年12月まで  
② 昭和56年4月から58年3月まで  
③ 昭和62年4月から平成4年4月まで

私は、夫が自営業をしていたため、市役所で国民年金の加入手続をした。加入後は、夫の保険料とともに3か月毎に定期的に納付していた。

また、納めた保険料額を書きとめたメモがあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期は定かではないが、加入後は保険料を定期的に夫の保険料と一緒に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録を見ると、昭和55年2月12日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同記号番号払出簿から確認できる。この同記号番号が払い出された時点では、申立人の年齢は36歳を超えており、60歳に到達するまでの間に未納期間が無く保険料を納付したとしても受給権につながる300か月の資格期間が確保できないことから、昭和53年1月まで遡及納付を行うことによって、初めて受給権の確保が可能となっていることがみてとれる。

次に、申立人の特殊台帳を見ると、「無」表示がなされていることが確認できる。この表示は、高齢者任意加入制度等が導入される昭和61年3月以前において、国民年金受給資格を確保できなかった場合に表示されることから、申立人が60歳になるまでに年金受給資格を満たす納付月数等が不足していたことを示している。

また、申立人とその夫の特殊台帳を見ると、申立人の夫も申立期間は未納となっており、申立期間①及び②に係る年度欄に数度に渡って催告が行われていたことが確認できる。

さらに、納付した保険料を書きとめたとするメモは、免除期間の一部についても納付済期間として記載されるなど、納付をしたことを示す資料としての信憑性は認められず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、昭和46年11月から55年2月までの期間について、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、別の記号番号が払い出された痕跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年7月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年7月まで  
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、会社を退職した昭和61年10月に市役所で国民年金の加入手続をした。加入後は、保険料を毎月定期的に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

平成元年4月から2年3月までの申請免除については、免除申請した場合、年金受給額が減ると聞いていたので保険料は納付していたはずであり、免除されたことにされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和61年10月から、保険料を毎月定期的に納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、国民年金手帳記号番号は昭和63年4月ごろに払い出されていることが、前後の同記号番号の記録から確認できる。この場合、申立人の同記号番号によっては、申立期間①の保険料を現年度納付することはできず、申立人が国民年金に加入後の保険料は定期的に納付していたとの申立てには符合しない。

次に、申請免除の記録となっている申立期間②について、申立人は申請免除の手続を行った覚えは無く、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の免除記録をみると、申立期間②を平成元年5月31日の申請日で同年8月15日に免除の処理が行われていることが確認できる。一方、申立期間②の前年度となる昭和63年4月から平成元年3月ま

での間について、昭和 63 年 4 月 30 日の申請日で同年 8 月 19 日に免除処理が行われていることが確認できる。また、申立人が所持する国民年金保険料免除申請承認通知書の通知日も同年 8 月 19 日であることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。これに関して、連続する年度の申請免除手続において、その申請日と処理日が社会保険庁の記録に的確に入力されていることを踏まえると、申立期間②についての記録管理の不備をうかがうことはできない。

さらに、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立人の旧姓を含めて別の氏名読みによる検索を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年12月まで

昭和48年ごろから集金人が来なくなり、納付書が送られてきたが2年ぐらいそのままにしていたところ、支払期限が来たのでA市役所へ相談に行った。

市役所で昭和49年から51年ごろの国民年金保険料を分割して支払うように言われたので、52年以前に2、3回に分けて支払い、1回の支払額は3万円ぐらいであったと記憶している。

保険料はA市役所で納付したと記憶しており、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、2、3回に分割して過年度納付し、1回当たりの保険料額は3万円ぐらいであったと申し立てている。

また、申立期間の国民年金保険料額についてみると、その額は3万8,100円であることから、申立人の陳述する分割方法により保険料を納付した場合、申立期間の保険料額を大幅に上回る事となる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和52年1月から53年3月までの期間の過年度保険料3万600円に係る54年12月11日付けの領収印が押された領収書及び53年4月から54年3月までの期間の保険料3万2,760円に係る55年12月末を納付期限とする未使用の過年度保険料の納付書を所持しており、これらは同時期に作成されたものと考えられる。

加えて、申立人は納付書を受領後、すぐに納付したと陳述していることから、両期間の過年度納付書は昭和54年12月に作成されたと考えられるが、この場合、申立期間の国民年金保険料については、制度上納付できない期間となる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から52年3月まで

私の国民年金の加入手続は亡くなった母親がしてくれた。また、保険料の納付については、申立期間当時、私は無職であったため、両親のどちらかが行ってくれていたと思う。

生前、母親が私の将来を心配し、当時、生命保険の集金に来ていた外務員の勧めもあり保険料を納付することにした、と母親から聞いている。

社会保険庁に確認したところ、両親の昭和44年から50年までの保険料は「納付済み」とのことであり、少なくともこの期間については、私の保険料も一緒に納付してくれていたと考えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、昭和48年3月31日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、この場合、申立期間のうち、44年6月から45年12月までの期間の保険料は制度上納付することはできない。

また、申立人は両親が自分たちの保険料と一緒に申立人の保険料も納付してくれていたと思うと陳述しているが、申立期間のうち、昭和46年9月から50年12月までの期間については申立人の両親も未納である上、両親の手帳記号番号の払出日は、申立期間後の54年2月10日及び同年3月10日であることから、申立期間について申立人及び両親が保険料を一緒に納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、両親の保険料が納付済みとなっている昭和44年6月から46年8月までの期間及び51年1月から52年3月までの期間について、両親は年金受給権を得るために特例納付及び過年度納付によりさかのぼって保険料を納付していることが申立人の父の特殊台帳から確認できるが、申立

人についてはさかのぼって納付したことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付について関与しておらず、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、また、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年12月まで

私は社会保険庁で父母の国民年金納付記録を確認したところ、昭和46年9月から50年12月までの保険料が「未納」とされていることが判明した。父母は既に亡くなっているが、父母の性格から漏れは無く納付していたものとする。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の手帳記号番号は、昭和54年2月10日及び同年3月10日と近接した時期に払い出されていることが確認できる上、申立人の長女の陳述から、夫婦は夫婦二人分一緒に保険料を納付していたものとみられるが、申立期間については申立人の妻も未納である。

また、申立人は、昭和51年1月から53年3月までの27か月分の保険料を過年度納付するとともに、40年11月から46年8月までの70か月分の保険料を特例納付していることが申立人の特殊台帳から確認でき、これにより保険料の納付月数は厚生年金保険と合わせて254か月となっていることから、年金受給権を取得するために必要な期間までさかのぼって納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立人に代って申立てを行った申立人の長女は、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかの汲むべき事情を見いだすこともできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年12月まで

私は社会保険庁で父母の国民年金納付記録を確認したところ、昭和46年9月から50年12月までの保険料が「未納」とされていることが判明した。父母は既に亡くなっているが、父母の性格から漏れは無く納付していたものとする。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の手帳記号番号は、昭和54年3月10日及び同年2月10日と近接した時期に払い出されていることが確認できる上、申立人の長女の陳述から、夫婦は夫婦二人分一緒に保険料を納付していたものとみられるが、申立期間については申立人の夫も未納である。

また、申立人の夫は、昭和51年1月から53年3月までの27か月分の保険料を過年度納付するとともに、40年11月から46年8月までの70か月分の保険料を特例納付していることが申立人の夫の特殊台帳から確認できることから、申立人であっても申立人の夫と同様の納付方法によりこの期間の保険料が納付されたものとみられる。これにより申立人の保険料の納付月数はいわゆる「カラ期間」と併せて192か月となっていることから、申立人は年金受給権を取得するために必要な期間までさかのぼって納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立人に代って申立てを行った申立人の長女は、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付について関与して

おらず、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、他の汲むべき事情を見いだすこともできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

私が平成7年12月から就職するまでの4か月間は、母が国民年金保険料を支払ってくれていた。

2人の妹も20歳になってから就職するまでの期間は、母が保険料を支払っており、私の保険料も支払ってくれているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年12月から8年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料は、申立人の母が保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入日をみると、平成8年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同資格を喪失した13年7月21日に国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間にあっては国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は、申立人を含む三姉妹全員の国民年金への加入手続時等の記憶が曖昧である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読検索等を行っても、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたとことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から55年3月まで

当時の納付を裏付ける領収書及び参考資料は無いが、A市にいたころ、A市の職員であった隣人に国民年金に加入すると将来年金を受給できるということを教えてもらったのを契機に、A市役所で詳細を教えしてもらい夫婦二人一緒に国民年金に加入した。

国民年金の加入手続の際、ほかに未納期間が無いかを調べてもらい、計算してもらった夫婦二人分の保険料額を言われたとおりに支払った。

国民年金への加入手続及び保険料の納付は妻が行った。

さかのぼって一括納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

夫婦二人が国民年金の加入手続を行った日は、A市国民年金被保険者名簿及び夫婦二人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和55年7月12日であることが確認でき、この場合、申立期間のうち、46年5月から53年3月までの期間の保険料については特例納付によることとなるが、夫婦二人の加入手続後に特例納付の実施期間はない。

また、夫婦二人の所持する年金手帳により、昭和53年4月から55年3月までの期間については過年度納付することが可能であり、その場合の夫婦二人分の保険料額は14万4,720円となるが、申立人の妻は一括納付に際し千円札を何枚か支払った程度であると陳述している。

さらに、特例納付及び過年度納付の場合、国民年金保険料は、社会保険事務所又は国庫金取扱金融機関で納付することとなるが、申立人の妻はA市役所の窓口で一括納付したと陳述している。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から55年3月まで

当時の納付を裏付ける領収書及び参考資料は無いが、A市にいたころA市の職員であった隣人に国民年金に加入すると将来年金を受給できるということを教えてもらったのを契機に、A市役所で詳細を教えてもらい夫婦二人一緒に国民年金に加入した。

国民年金の加入手続の際、ほかに未納期間が無いかを調べてもらい、計算してもらった夫婦二人分の保険料額を言われたとおりに支払った。

国民年金への加入手続及び保険料の納付は妻が行った。

さかのぼって一括納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

夫婦二人が国民年金の加入手続を行った日は、A市国民年金被保険者名簿及び夫婦二人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和55年7月12日であることが確認でき、この場合、申立期間のうち、46年5月から53年3月までの期間の保険料については特例納付によることとなるが、夫婦二人の加入手続後に特例納付の実施期間はない。

また、夫婦二人の所持する年金手帳により、昭和53年4月から55年3月までの期間については過年度納付することが可能であり、その場合の夫婦二人分の保険料額は14万4,720円となるが、申立人は一括納付に際し千円札を何枚か支払った程度であると陳述している。

さらに、特例納付及び過年度納付の場合、国民年金保険料は、社会保険事務所又は国庫金取扱金融機関で納付することとなるが、申立人はA市役所の窓口で一括納付したと陳述している。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年1月まで

昭和47年以降、国民年金保険料を納付してきたが、58歳のときに社会保険庁からの通知により58年5月から59年1月までの期間が未納とされていることを知らされ驚いている。転居したこともあるし、厚生年金保険に加入していた時期もあるが、その都度年金の手続を適正に行い納付もしてきた。申立期間については住所変更もしていないし、厚生年金保険の加入期間でも無いので、国民年金の納付をやめた記憶は全く無いので納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳をみると、申立期間の始期に当たる昭和58年5月17日に任意加入被保険者としての資格を喪失し、59年2月10日に再度任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、この場合、申立期間は未加入期間に当たるため制度上保険料を納付することはできない。

また、A市の被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る記録は未加入となっていることから、市はこの期間の保険料を収納することができない上、社会保険庁の特殊台帳においても、申立期間は未加入期間となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成3年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成3年3月まで

昭和58年4月からは、A市役所で国民年金の定額保険料と併せて付加保険料も納付してきたが、平成3年3月までの期間について、定額保険料のみの納付となっており、付加保険料が未納とされていることに納付できない。

必ず納付してきたので、申立期間について付加保険料も納付済みと記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月以降、国民年金の定額保険料と併せて付加保険料も納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の付加年金制度への加入日についてみると、A市及び社会保険庁のいずれの記録からも加入の申出日は、平成3年4月30日であることが確認できる。

また、A市では、昭和61年度から国民年金に係る事務処理がオンライン化されたことに伴い、定額保険料と付加保険料の納付書が1枚に統合され、各保険料の合計額で納付書が発行されていることが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら定額保険料のみが納付済となり、付加保険料が未納となることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年6月まで

私は、昭和45年ごろ、市役所に年金手帳をもらいに行った時に担当者から「36年から45年まで国民年金手帳の記録欄に丸印が付いているので、将来国民年金をもらえるので、楽しみにして下さい。」と言われた。

厚生年金保険がもらえる年ごろになった平成7年ごろ、市役所に行ったら、国民年金がもらえるのを楽しみにしていたのに国民年金の台帳が無いので、未納とされていると言われた。

亡き母が保険料を支払ってくれていた記憶があるので、台帳が無くてもマイクロフィルム等で証明できるはずである。

未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡き母が国民年金制度の発足した昭和36年に国民年金の加入手続を行い、同年4月から厚生年金保険適用事業所に就職した45年7月の前月の同年6月までの期間、継続して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、A市国民年金被保険者個人票の届出書を見ると、申立人は、平成7年10月23日に初めて国民年金加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と符合しない。また、加入時点において、申立期間の保険料は制度上納付できない。

さらに、B社会保険事務所の昭和35年11月から39年6月までの分の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

加えて、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人が現在所持の年金手帳は、オレンジ色の2冊（1冊は再交付のもの）のみであり、申立期間当時の年金手帳については、申立人が保険料納付に直接関与していないことから記憶に無いと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から平成元年6月まで

私は、A市に住んでいたとき国民年金保険料を集金人に支払っており、昭和51年10月以降集金人が来なくなったのでしばらく支払っていなかったが、1年ぐらいして督促が来たので、52年から53年ごろまとめて支払った。翌年も督促が来たので支払い、それ以降は年払いで支払った。

昭和59年8月にB市へ転居してからは毎年3か月分から1年分までを市役所で納めていた。7万円から12万円の保険料を一括して納めたこともある。

当時の仕事は自営で、領収書を確定申告書で提出したため残っていない。

昭和55年1月から60年3月の期間は申請免除の記録とされているが、免除の制度も知らないし手続をした覚えも無い。

保険料の未納とされていること及び免除の申請の記録は誤っており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、A市に居住していた昭和51年10月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、市の督促を受けてまとめて現年度納付し、B市に転居した後の59年8月から平成元年6月までの期間の保険料についても現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和55年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料を申請免除されていることが確認でき、そのほかの期間は未納となっていることが分かる。

また、申立期間は、12年間と長期間であり、これだけの長期間を続けてA市及びB市が事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の妻が保険料を申請免除されている期間がほぼ一致しており、同期間の免除申請を夫婦二人一緒に行ったと考えることが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払出された可能性を調査したが申立人の記録は見当たらず、また、各種の氏名の検索を行っても、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

そのほか、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から平成元年6月まで

私は、A市に住んでいたとき国民年金保険料を集金人に支払っており、昭和51年10月以降集金人が来なくなったのでしばらく支払っていなかったが、1年ぐらいして督促が来たので、52年から53年ごろまとめて支払った。翌年も督促が来たので支払い、それ以降は年払いで支払った。

昭和59年8月にB市へ転居してからは毎年3か月分から1年分までを市役所で納めていた。7万円から12万円の保険料を一括して納めたこともある。

当時は夫が自営で、領収書を確定申告書で提出したため残っていない。

昭和55年4月から60年3月の期間は申請免除の記録となっているが、免除の制度も知らないし手続をした覚えも無い。

保険料の未納とされていること及び免除の申請の記録は誤っており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、A市に居住していた昭和51年10月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、市の督促を受けて、まとめて現年度納付し、B市に転居した後の同年8月から平成元年6月までの期間の保険料についても現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和55年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料を申請免除されていることが確認でき、その他の期間は未納となっていることが分かる。

また、申立期間は、12年間と長期間であり、これだけの長期間を続けてA市及びB市が事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の夫が保険料を申請免除されている期間がほぼ一致しており、同期間の免除申請を夫婦二人一緒に行ったと考えることが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払出された可能性を調査したが申立人の記録は見当たらず、また、各種の氏名の検索を行っても、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

そのほか、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から45年3月まで

私の国民年金保険料は、母が納付していたはずである。私も一度か二度、集金人に対して、保険料を納付したことがある。集金人は集金の際、手帳にスタンプを押していたことを記憶している。上記期間が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年2月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、自身または申立人の母親が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和46年2月であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時点において、申立期間のうち、39年2月から43年12月までの保険料は制度上納付することができず、44年1月から45年3月までの期間の保険料は集金人が徴収できない過年度納付となることから、申立内容と符合しない。また、申立人は、過去の未納保険料をさかのぼってまとめ払いをした記憶が無く、ほかに申立期間における保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人の別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年12月まで

私は、催告を受けたのをきっかけに、昭和52年10月18日に市役所で国民年金手帳を再発行してもらった際、職員に5年さかのぼって国民年金保険料を納付することができると言われたが、一度には支払えないので、夫婦二人分の納付書を10枚ずつ計20枚つくってもらい、その納付書で年度の古い保険料から順に、毎月、6か月分の保険料を、10か月間、A市役所で支払った。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月18日にA市役所で国民年金手帳の再交付手続を行った際、未納とされていた同年1月から52年3月までの期間の保険料の納付書10枚を作成してもらい、年度の古い順にさかのぼって保険料を納付したと申し立てている。

しかし、手帳再交付時点では、昭和50年1月から52年3月までの期間の保険料を過年度納付することは可能であるが、47年1月から49年12月までの期間の保険料は、制度上、特例納付以外に納付することができない。また、申立人の妻は、53年7月から55年6月までの期間実施されていた第3回の特例納付制度を活用し、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶が無いと陳述している。

さらに、特殊台帳をみると、申立人は、昭和50年1月から51年3月までの未納保険料を52年10月に、51年4月から52年3月までの未納保険料を53年2月に過年度納付していることが確認でき、申立人が手帳再交付時に作成された納付書を使って納付したと考えることが相当である。

このほか申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

会社を退職した昭和42年2月ごろ、両親から常々年金の大切さを聞かされていたので、私が市役所で国民年金の加入手続をした。その時、市役所の窓口で今後働く予定がなければ厚生年金保険の脱退手当が支給されることを聞いたが、その手続を行わなかった記憶がある。国民年金保険料は加入当初から母が納付してくれ、その額は300円から500円ぐらいだったのを覚えている。

また、再就職した昭和44年10月から45年2月までの間については、厚生年金保険に加入しながら国民年金の保険料を支払っていた記憶がある。

申立期間は保険料を納付していたので未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母が納付していたとしているところ、申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、申立人自身が保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、会社退職後の昭和42年2月ごろに国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年1月ごろに払い出され、申立人は第1号被保険者資格を43年4月1日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号の払出し時期では申立期間の現年度納付はできない上、申立期間のうち、47年3月以前は制度上、過年度納付もできない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、平成7年9月以降に勤めている会社に、申立期間当時の国民年金手帳を預けていたかもしれないが、13年\*月に会社が盗難に遭い、その時に年金手帳等が盗まれた可能性があるとしているところ、会社にその事実の確認を行ったところ、会社では、厚生年金保険被保険者記録が確認できる年金手帳は事務手続上預かるものの、申立期間当時の古い国民年金手帳を預かることは無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年3月までの期間及び49年3月から50年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から47年3月まで  
② 昭和49年3月から50年7月まで

私がまだ学生だった昭和44年ごろ、父がA市役所で私の国民年金加入手続をし、保険料も納付していた（申立期間①）。

また、昭和49年5月の結婚後も50年8月まで私の父が私の国民年金保険料を納付していた。

さらに、私の妹も私と同様に親に保険料を納付してもらっていたはずであり、妹の国民年金保険料が納付されているのであれば、私の保険料も納付されているはずである（申立期間①）。

いずれの申立期間も納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を申立人の父が納付していたとしているところ、その父が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身が保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父も既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月22日以降に払い出され、申立人は第1号被保険者資格を44年5月9日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号では申立期間①及び②の保険料は現年度納付できず、制度上、過年度納付もできない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、その妹も親に保険料を納付してもらっていたはずなので、妹の保険料が納付されているのであれば、申立人の保険料も納付されているはずであるとしているところ、申立人の妹の国民年金の加入状況について、氏名及び生年月日により検索を行ったが、申立人の妹の国民年金への加入記録は確認できなかった。

このほか、申立期間は申立期間①が 35 か月、申立期間②が 17 か月、合わせて 52 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1540

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から50年3月までの期間及び平成2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から50年3月まで  
② 平成2年10月

結婚後の昭和41年当時は、義母が私の国民年金加入手続をし、自宅に来ていた集金人に夫の保険料と併せて義母が国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料は、結婚当初は100円だったのを覚えており、間違いなく義母が保険料を納めているはずである（申立期間①）。

また、平成2年10月については、そのころ私が保険料をきちんと支払っており、1か月だけ未納とされていることに納得できない（申立期間②）

いずれの期間も未納とされている記録を納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は義母が国民年金の加入手続をし、保険料も義母が納付していたとしているところ、申立人の義母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身が国民年金保険料の納付に関与しておらず、義母も死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月ごろに払い出され、申立人は、第1号被保険者資格を40年5月4日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認でき、この手帳記号番号では申立期間①の保険料は現年度納付することができず、また、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、過年度納付もできない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出され

ている事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②については、平成8年8月に申立人が第3号被保険者の資格取得届を行った際に、申立人の夫が申立期間②の2年10月当時は国民年金の第1号被保険者であったことから、さかのぼって未納期間に記録訂正されたものであることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人が平成2年7月に第3号被保険者の届出を行っていることから、上述の8年8月の記録訂正が行われるまでの間においては、申立期間②は第3号被保険者の期間と記録されていたと考えられ、この期間は保険料を現年度納付することができない上、未納に記録訂正された同年8月時点において、申立期間②の保険料は、制度上、過年度納付することもできない。

このほか、いずれの申立期間についても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年2月までの期間及び53年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成15年1月から16年8月までの期間及び16年12月から17年5月までの期間の国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から53年2月まで  
② 昭和53年4月から56年3月まで  
③ 平成15年1月から16年8月まで  
④ 平成16年12月から17年5月まで

会社を退職後、時期は分からないがその当時住んでいた市役所で、元妻が私の国民年金の加入手続を行った。また、国民年金保険料についても、当時住んでいた市役所で元妻又は前妻が納付していた(申立期間①及び②)。

平成15年から17年ごろの当時は、前妻あるいは妻がA市役所に免除の申請に出向いたところ、「市役所では免除の手続ができないからB社会保険事務所に行ってください。」と言われ、B社会保険事務所で免除申請を行っていた(申立期間③及び④)。

いずれの申立期間についても、社会保険庁の管理が悪いため未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の元妻が行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出し時期においては、申立人は独身であり、元妻が国民年金の加入手続及び保険料を納付することはできず、申立人の陳述は矛盾する。

また、この手帳記号番号払出日においては、申立期間①の昭和 51 年 3 月以前の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

さらに、申立期間②については、同期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 9 月までの期間は元妻との離婚後の期間であり、元妻が納付していたとする申立人の陳述は符合しない上、再婚後の同年 10 月から 56 年 3 月までの期間は、申立人の保険料を納付していたとする前妻も未納となっている。

加えて、申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付状況等の詳細が不明である。申立期間③及び④については、申立人の妻が社会保険事務所にて免除申請を行ったとしているところ、その妻も申立期間は未納である。

このほか、申立期間は、4 期間計 8 年 1 か月と長期間である上、いずれの期間においても、保険料の納付あるいは免除の申請を行ったことが確認できる関連資料が無く、申立期間の保険料を納付あるいは免除されていたことをうかがえる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年9月までの期間及び47年7月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から46年9月まで  
② 昭和47年7月から49年5月まで

私は、昭和46年11月の結婚後、自宅に来た集金人から年金制度の説明を受けるとともに、「今なら20歳までさかのぼって保険料が納められるので年金に入っておいた方が良い。」と国民年金の加入を勧められたので、A市役所に出向き自ら国民年金の手続を行った。その後、国民年金保険料は、当初は集金人に納付し、途中から納付書になったので、銀行で納付した。また、20歳にさかのぼった期間の保険料も、銀行で納付した(申立期間①)。

B市に引っ越してから、国民年金の転入手続をしたかどうか覚えていないが、引っ越し後すぐに国民健康保険料の納付書は送られてきたが、国民年金保険料の納付書は何か月間か来なかったのを覚えている。その後、国民年金の納付書が郵送されてきたので、郵便局に納めに行ったところ「郵便局では取扱いできないので、銀行へ行ってください。」と言われ、銀行で納付した(申立期間②)。

A市在住当時、さかのぼって保険料を納付したかはっきり覚えていないが、B市在住時は年金保険料を納めに行った記憶がはっきりある。

いずれの申立期間についても、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和46年11月ごろに集金人に20歳までさかのぼって納付できるからと国民年金の加入を勧められたので加入手続を行い、後日、申立期間①の国民年金保険料を銀行で納めたとしているが、保険料の納付時期や納付額について具体的に覚えていない上、保険料を納付したこ

とを示す関連資料も無い。

また、申立期間②については、申立人は昭和 47 年 7 月に A 市から B 市に転居し、転居後数か月して郵送されてきた納付書により保険料を銀行で納めたとしているところ、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には「昭和 47 年 8 月 25 日付 B 市職権転出」との記事が残されている。

さらに、社会保険事務所の手帳記号番号払出簿においても同日付けで被保険者台帳が C 社会保険事務所に移管されていることが確認でき、申立人は B 市への転居に際して国民年金の住所変更手続きを行っていなかったことがうかがえる。これらのことから、申立人は、転居に際して国民年金に係る所定の住所変更手続きを行わなかったために、申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったものと推定できる。

加えて、いずれの申立期間についても、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年6月まで

昭和61年7月に会社を辞めた後、年金手帳は前勤務先に預けたままにしておいた。62年7月に国民年金への加入手続をした時に、以前の手帳を紛失したことを窓口に伝えたところ、改めて年金手帳が再交付された。その時に国民年金保険料の未納分についてはすべて納付したい旨を申し出て、後日送られてきた納付書により未納の保険料を毎月、銀行で納付した。

ところが昭和61年8月から62年6月までの期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年7月に国民年金の加入手続をし、その後、送られてきた加入手続前の未納期間に係る月割りの国民年金保険料納付書により申立期間の保険料を銀行で毎月ごとに納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年9月ごろに払い出されていることが確認できる上、この手帳記号番号払出しの時点では、申立期間は、制度上、さかのぼって保険料を納付できない期間である。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性について、複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、平成元年の手帳記号番号払出し以後に、昭和62年7月から63年3月までの保険料をさかのぼって納付していることが市の被保険者名簿の検認記録及び社会保険庁の記録から確認でき、この期間の保険料納付と申立期間の保険料納付を混同している可能性も残る。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 1544

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
手帳記号番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年3月まで

A県内の学校に通っていた平成元年10月ごろに、市から国民年金の加入に関する通知があり、このことを実家の母に連絡したところ、卒業するまでは実家で母が国民年金保険料を納付すると母から言われたことを覚えている。このようなこともあって、私の国民年金の加入手続は母がB市役所で行い、学校を卒業する前に母から年金手帳を受けとった。

平成元年10月から3年3月までは、学生で任意加入の期間であったが、母が保険料を納付していたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月ごろに、申立人の実家がある市役所で申立人の母が国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は3年4月ごろに払い出されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、この国民年金手帳記号番号払出日においては、申立期間当時、申立人は学生であり任意加入となるため、申立期間は、制度上さかのぼって保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)も無く、このほか申立期間における保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年7月まで

昭和46年ごろ、学校の友人から、国民年金の加入期間の少ない人はさかのぼって国民年金保険料を納付できる制度があることを聞いた。

そこで、夫と二人でA市役所の近くにあるB銀行でお金を下ろして、A市役所の国民年金課の窓口に出向き、昭和36年4月から41年7月までさかのぼって保険料として30数万円を納めた。その際、年金手帳に印を押してもらった。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって、A市役所の国民年金課の窓口で納付したと申し立てしているところ、申立人は、申立期間においては厚生年金保険被保険者の配偶者であって、41年8月に国民年金に任意加入していることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間は未加入期間に当たり、申立人は制度上、申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、申立人が一括して納付したとする時期は特例納付実施時期に当たるが、その納付したとする保険料額は、特例納付に必要な額と大きく異なっている上、市役所の窓口では特例納付の保険料を収納することは無いとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人が特例納付したことを示す関連資料が無い上、申立人は、特例納付した時期についての陳述内容を変遷<sup>へんせん</sup>させるなど、その申立内容があいまいであるほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年2月までの期間及び38年3月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年2月まで  
② 昭和38年3月から42年3月まで

A市に住んでいたころ、時期は覚えていないが、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続をした。この加入手続は、市役所で行ったのではなく、自宅に来た女性を通じて行い、国民年金保険料は、加入手続を依頼した者とは異なる自治会の人が集金に来たので、その人に妻が納付していたと思う（申立期間①）。

また、B市に転居した後も国民年金の手続は市役所で行わず、妻がC会の人を通じて行い、保険料は女性の民生委員が集金に来たので、その人に妻が納付した（申立期間②）。

未納期間が無く妻が保険料を納めたと思っていたが、昭和37年2月から38年2月までの期間及び同年3月から42年3月までの期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住の時、申立人の妻が自宅で国民年金の加入手続を行い、B市に転居後も、集金人に申立期間の国民年金保険料をその妻が納付したと申し立てている。しかし、夫婦の国民年金手帳記号番号は、B市在住の昭和42年に払い出されていることが社会保険事務所の記録及び申立人が保管する国民年金手帳により確認できる上、この手帳の記号番号払出日においては、申立期間①及び②の保険料は現年度納付することができない上、39年12月以前の保険料は、制度上、過年度納付することもできない。

また、申立人には、申立人がD市に転居する直前の昭和38年1月に別の手

帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、この手帳記号番号は、払出し後に取り消されている上、申立人はこの手帳記号番号の国民年金手帳を手元に保管しているが、この手帳を見ると、37年2月から41年3月までの国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、また、昭和37年度から40年度の印紙検認台紙には印紙が貼付<sup>ちようふ</sup>されていないまま切り離しもされていないことが確認できることから、この手帳記号番号よる保険料の納付は無かったと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び転居に伴う住所変更手続について、市役所において手続を行った覚えは無く、C会の人等を通じて申立人の妻が行ったとしているところ、A市及びB市とも、加入手続等は自治会等を通じて行うことは無いとしており、申立人の陳述には不自然な点がうかがわれる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年2月までの期間及び同年3月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年2月まで  
② 昭和38年3月から42年3月まで

A市に住んでいたころ、時期は覚えていないが、私が夫婦二人の国民年金の加入手続をした。加入手続は、市役所で行ったのではなく、自宅に来た女性を通じて行い、国民年金保険料は、加入手続を依頼した者とは異なる自治会の人に来たので、その人に私が納付したと思う（申立期間①）。

B市に転居した後も国民年金の手続は市役所で行わず、私がC会の人を通じて行い、保険料は女性の民生委員が集金に来たので、その人に私が納付した（申立期間②）。

未納期間が無く保険料を納めたと思っていたが、昭和37年2月から38年2月までの期間及び同年3月から42年3月までの期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住の時、自宅で国民年金の加入手続を自身が行い、B市に転居後も、集金人に申立期間の国民年金保険料を自身が納付したと申し立てている。しかし、夫婦の国民年金手帳記号番号は、B市在住の昭和42年に払い出されていることが社会保険事務所の記録及び申立人が保管する国民年金手帳により確認できる上、この手帳の記号番号払出日においては、申立期間①及び②の保険料は現年度納付ができず、また、39年12月以前の保険料は、制度上、過年度納付することもできない。

また、申立人には、申立人がB市に転居する直前の昭和38年1月に別の手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確

認できるが、この手帳記号番号は、払出し後に取り消されている上、申立人はこの手帳記号番号の国民年金手帳を保管しているが、この手帳を見ると、37年2月から41年3月までの国民年金印紙検認記録欄には検認印が押印されておらず、また、昭和37年度から40年度の印紙検認台紙には印紙が貼付されていないまま切り離しもされていないことが確認できることから、この手帳記号番号よる保険料の納付は無かったと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び転居に伴う住所変更手続について、市役所において手続を行った覚えは無く、C会の人等を通じて自身が行ったとしているところ、A市及びB市とも、加入手続等は自治会等を通じて行うことは無いとしており、申立人の陳述には不自然な点がかがわれる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年7月までの期間、56年8月、58年1月から同年3月までの期間及び61年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から50年7月まで  
② 昭和56年8月  
③ 昭和58年1月から同年3月まで  
④ 昭和61年4月から同年12月まで

申立期間①の国民年金保険料は、父親が支払っており、申立期間②、③及び④の保険料は、元妻が私の分と一緒に市役所で支払っていた。申立期間の保険料については、私自身は支払っていなかったため、支払時期や保険料額などは覚えていないが、保険料を支払ったにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を申立人の父親が支払っていたと申し立てているが、申立人の年金加入記録をみると、申立期間①は厚生年金保険加入期間とされており、厚生年金保険に再加入した当初の昭和48年5月及び同年6月の国民年金保険料を還付されていることが確認できることから、申立人は、45年8月から国民年金保険料の納付を続けていたが、厚生年金保険に加入したのを契機に納付済みの保険料が還付され、その後、保険料の納付を止めたものとするのが相当である。

また、申立人の特殊台帳を見ると、昭和48年5月17日に国民年金被保険者資格を喪失している記録が確認できることから、申立期間①に係る保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②、③及び④の保険料を申立人の元妻が申立人の分と一緒に納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間②については、保険料納付を担っていた元妻については納付済みとされているものの、申立人の当該期間は、平成9年1月29日に国民年金の加入記録が訂正された際に加入期間とされたものであり、申立期間当時は未加入期間であったため、保険料を納付することは困難であったものと考えられる。

加えて、申立期間③及び④については、保険料の納付を担っていた元妻の保険料も未納とされている。

2つのほか、申立人は申立期間の保険料納付に一切関与しておらず、申立人の保険料の納付を担っていた申立人の元妻からも、保険料納付に関する具体的な陳述が得られず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び38年1月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月  
② 昭和38年1月から42年3月まで

平成19年8月に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることを知った。昭和35年に結婚して1年ほどたった時、自宅に来た役所の人から国民年金と国民健康保険への加入を勧められたので夫婦二人一緒に加入し、以降女性の集金人に一人100円の保険料を妻が納付していた。印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付けて領収印を押してもらっていたことを妻が記憶している。申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いないので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が女性の集金人に一人100円の保険料を納付して印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付けて領収印を押してもらっていたと申し立てしているところ、国民年金保険料の収納方法等は当時の状況と合致しており、申立人は、申立期間以後保険料の未納は無く、60才以降も国民年金に任意加入して保険料を納付している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間①及び申立期間②のうち、38年1月から41年3月までの国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦の国民年金手帳を紛失し、再発行してもらった記憶があると陳述しているが、昭和41年6月以前の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されて

いる状況は見当たらなかった。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付記録をみても、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人及びその妻から保険料納付を行った事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

平成19年8月に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていることを知った。昭和35年に結婚して1年ほどたった時、自宅に来た役所の人から国民年金と国民健康保険への加入を勧められたので夫婦二人一緒に加入し、以降女性の集金人に一人100円の保険料を納付していた。印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付けて領収印を押してもらったことを記憶している。申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いないので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、女性の集金人に一人100円の保険料を納付して印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付けて領収印を押してもらっていたと申し立てているところ、国民年金保険料の収納方法等は当時の状況と合致しており、申立人は、申立期間以後保険料の未納は無く、60歳以降も65歳まで国民年金に任意加入して保険料を納付している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、36年4月から41年3月までの国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、夫婦の国民年金手帳を紛失し、再発行してもらった記憶があると陳述しているが、昭和41年6月以前の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている状況は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立人の夫の分と一緒に保険料を納付していたと申し

立てているが、申立人の夫の納付記録をみても、申立期間の保険料は厚生年金保険加入期間を除き未納とされている。

このほか、申立人から保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から62年4月まで

私は、昭和62年5月に妻(申立人)が死亡した際、妻の国民年金死亡一時金の手続をした覚えが無かった。友人に勧められ、平成19年11月に、社会保険事務所に妻の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料が未納であるとの回答を得た。私は、妻が自宅で集金人に国民年金保険料を納付しているのを何度か見たことがある。また、申立期間当時、生活には困っていなかったため、私の保険料だけ納付済みとされ、妻の分が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫の納付記録をみると、昭和43年4月から60歳に至るまでの保険料を完納している。

しかしながら、申立人の夫は、申立人が自宅で集金人に国民年金保険料を納付しているのを何度か見たことがあると申し立てているが、A市が保管する申立人の被保険者名簿を見ると、昭和47年2月に第1回特例納付の納付書が送付された記録が確認でき、また、A市の納付勧奨に対して、申立人が納付を拒否した記録も確認できる。

さらに、申立人の特殊台帳の記録を見ると、昭和50年に、強制被保険者で時効消滅した保険料を納付しないと老齢年金の受給資格要件を満たすことができない者を対象に重点的に実施された社会保険事務所の第2回特例納付勧奨の納付書が、申立人に送付された記録も確認できる。

以上のことから、申立人が、18年4か月に及ぶ未納期間の保険料を現年度納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人は、既に他界しており、その夫から申立人が申立期間に係る保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年7月までの期間、同年8月から45年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び53年3月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年7月まで  
② 昭和42年8月から45年3月まで  
③ 昭和46年1月から同年3月まで  
④ 昭和47年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和48年1月から同年3月まで  
⑥ 昭和53年3月から57年12月まで

申立期間①から⑤までの期間については、集金人が定期的に来ていたので、集金人に保険料を納めていた。特に、一子が生まれた昭和37年ごろは、私が家の用事をしている時に、いつも集金人が来たことを鮮明に覚えている。申立期間⑥については、市役所か銀行に保険料を納めていた。私が夫婦二人分の保険料を納めていたと思うが定かではなく、保険料額についてもよく覚えていないが、確かに納付していたので納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの保険料について、集金人が定期的に来ていたので、集金人に保険料を現年度納付していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の保有する国民年金手帳を見ると、手帳発行日は昭和44年10月1日であることが確認でき、加入記録を見ると、資格取得日が申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した42年8月21日とされていることから、申立期間①は未加入期間であり、また、申立期間②のうち、同年8月から44年3月までの期間は、保険料を現年度納付することができない。

そこで、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間②、③、④及び⑤の期間についてみると、申立人の夫の保険料も未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和44年4月から45年3月までの保険料について、保有する国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印は押されていないほか、申立人は、当該期間並びに申立期間③及び④の過年度納付用の納付書を保有しているが、当該納付書を見ると、3枚1組のまま領収印が押されていないまま保管されており、保険料を納付したものとは考え難い。

加えて、申立期間⑥については、申立人の夫の保険料は納付済みとされているが、申立人が保管している納付書・領収証書を見ると、申立期間⑥直後の期間である昭和58年1月から60年3月までの保険料を、同年12月19日に過年度納付するとともに、同日に、同年4月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人は、当時さかのぼって納付することが可能な58年1月からの保険料を過年度納付したものと考えられ、申立期間⑥の保険料を納付したものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの期間、42年4月から同年12月までの期間及び43年6月から44年4月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から同年12月まで  
③ 昭和43年6月から44年4月まで

国民年金に加入し集金人が家に来ていたが、留守にすることが多かったの  
で未納期間があった。時期についてははっきりとは覚えていないが、満額の  
年金をもらうために、未納とされている期間をさかのぼって2回に分けて納  
めた記憶がある。1回目は10数万円、1年ほどしてから9万2,000円を郵  
便局で納めた。しかし、申立期間①、②及び③の期間について、保険料が未  
納とされているのは納得できない。

なお、夫も国民年金は同じ時期に手続したが、さかのぼって納付したかど  
うか記憶が無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、昭和55年6月に44年5月から46年3月まで  
の23か月分の保険料を特例納付していることが市の被保険者名簿及び社会保  
険庁の特殊台帳双方の記録において確認できる。この納付時点は、附則第4条  
に基づく特例納付の納付期限間際に当たっており、申立人が陳述する1年ほど  
前に1回目を納付したとする時期も特例納付は可能であった。

そこで、申立人とその夫の納付済期間をみると、申立人については、特例納  
付した23か月間を含め、60歳までの納付済みの期間を通算すると受給資格期  
間である300か月ちょうどであることが、社会保険庁の電算記録から確認でき  
る。

また、大正7年生まれである申立人の夫については、156か月間と、期間短

縮による受給資格期間である 156 か月（13 年）ちょうどであることが、同様に確認できる。

一方、申立人の昭和 39 年度から 45 年度までの納付状況及び申立人の夫の 39 年度から 42 年度までの納付状況をみると、夫婦とも未納期間が散見されるが、申立人の夫について、申立人の特例納付期間を含む 43 年度から 45 年度までの 3 年間の保険料は完納となっており、特殊台帳が保管されていないために確認できないものの、従前の夫婦の納付状況を勘案すると、この 3 年間の保険料は特例納付により完納となった可能性がうかがえる。なお、3 年間の特例納付による保険料額合計は、14 万 4,000 円であり、1 回目は 10 数万円を郵便局で納めたとする申立人の陳述とは符合する。

さらに、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であり、当時、市においては受給権確保の観点から納付勧奨がなされていたことが広報紙から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人とその夫は、それぞれ受給権確保の観点から納付勧奨を受け、1 回目に夫の特例納付分、2 回目に申立人の特例納付分と分けて納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③の期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年3月まで

会社を退職後結婚するまで、親元で国民年金に加入し、実家の仕事を手伝いながらアルバイト賃をもらい、そのお金を貯めて保険料を納付していた。集金に来た女性の人に、私自身が玄関先で支払った記憶は鮮明に覚えている。健康保険は国民健康保険だったが、世帯主の父が支払っており、間違えることは無い。それなのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。当時、世帯で国民年金保険料を納付していたのは私だけです。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し結婚するまで親元で国民年金に加入し、世帯で自分だけが保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、市の被保険者名簿、社会保険庁の特殊台帳及び申立人所持の国民年金手帳のいずれにおいても、結婚後である昭和45年4月1日付け強制加入となっている。また、申立人は、国民年金事務組合であるたばこ組合に加入して保険料を納付しており、同年4月1日付け強制加入であることが、同組合被保険者台帳からも確認できる。この場合、この国民年金手帳記号番号では、未加入期間である申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、旧姓を含め氏名の別読みによる検索も行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の母親は、受給資格期間10年を満すため、昭和36年4月の加入後、申立期間を含めて46年3月まで保険料を納付していたことが、社

会保険庁の記録から確認でき、当時、世帯で国民年金保険料を納付していたのは私だけとする申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年12月まで

国民年金発足当時から夫婦二人で国民年金に加入してきました。妻が私の分を含めた夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきました。妻はすべて納付し満額受給していますが、私は9か月の未納期間があり満額受給できず納得ができません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納とされている昭和53年4月から同年12月までの間の保険料について、定期的に妻と夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、夫婦の納付記録をみると、昭和46年度から48年度については、3か月単位で夫婦同一の納付日であることが市の検認記録欄から確認できる。また、これに継続する49年度から55年度までの間については、申立期間を除き、いずれも現年度納付であることが同様に確認でき、基本的に夫婦は、同一の納付形態をとっていたものと推定できる。

一方、申立期間についてみると、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の妻の記録も未納となっていることが市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認できる。また、この期間について、夫婦共に昭和54年度に催告された形跡が社会保険庁の特殊台帳から確認でき、定期的に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述とは符合しない。

また、市の被保険者名簿が、被保険者毎に作成され納付記録の管理等がなされていた状況を踏まえると、行政側がこの期間についてのみ夫婦二人分について事務的過誤を犯すと考えるのは不自然である。

さらに、申立人本人は保険料納付に直接関与していないほか、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保

険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から52年12月まで

国民年金保険料の特例納付期間の終わりごろである昭和55年6月7日に、自分たち夫婦の老後のことが気になっていた私は、銀行預金から100万円を引き出して市役所へ行き、夫婦二人分の保険料の未納分をすべて一括して納付した。そのとき、何百円か少しだけお釣りをもらったこと、市役所の職員から、これで未納分はすべて埋まったと言われたことを覚えている。

ところが、60歳ごろ銀行で将来の予想年金額を計算してもらったとき、過去にかなりの未納期間があることを知らされ、非常に驚いた。未納とされている期間の保険料の領収書は無いので、特例納付をしたときに領収書をもらわなかったとしか思えない。支払った金額が高額であるため、そのときの市役所でのやりとりを非常にリアルに覚えている。

このことについて、今回社会保険事務所に照会すると、昭和44年11月から52年12月までの期間がやはり未納とされており、納得がいかない。この期間の分については市役所の職員の横領ではないかと思う。

(注) 申立ては死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、夫婦二人の納付記録をみると、夫婦二人共に昭和55年6月になって初めて国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認できる。その際、特例納付に過年度納付を併せて、申立人については109か月分、申立人の妻については89か月分の保険料を納付したと推定される。この場合、上記の特例納付及び過年度納付を行った上に、昭和55年度以降の保険料を60歳到達時まで欠かさず納付すれば、夫婦いずれも納

付月数が 301 か月(厚生年金保険加入期間及び合算対象期間を含む)に達して、年金受給要件を満たすことになるという状況であった。

これらの点を踏まえ、当時の特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であることを考慮に入れると、夫婦二人は、受給権確保を図る観点から、申立期間を除く前述の期間についてのみ特例納付の勧奨を受けて納付したと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所の特殊台帳から、申立人が昭和 36 年 4 月から 40 年 7 月までの期間及び 42 年 5 月から 44 年 10 月までの期間の保険料を 55 年 6 月に特例納付していること、申立人の妻も同様であること(ただし、妻の場合、二つ目の特例納付期間は 42 年 5 月から 43 年 2 月まで)が確認されるが、それらの特例納付額を合算すると 57 万 6,000 円となり、これに特例納付と同時に納付したと考えられる過年度納付額 15 万 7,920 円を加えても夫婦二人分で 73 万 3,920 円となり、申立人が納付したと陳述する 100 万円弱とは大きな隔たりがある。

さらに、上記の特例納付額及び過年度納付額に夫婦それぞれの申立期間の保険料総額 86 万 4,000 円を加算すると、夫婦二人で総額 159 万 7,920 円となり、申立人が納付したとする 100 万円弱を大きく超えることになる。

このように申立人の陳述に符合しない諸々の事情がみられる一方で、当該期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは出来ない。

## 大阪国民年金 事案 1557

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで  
昭和30年代から40年代は母がA業務に従事して生計を立てていた。  
B店の息子から国民年金の重要性を口説かれ、母が私の国民年金加入手続をした。保険料は、母が支払ってくれていた。当時、公民館にてC会が徴収していた。  
母の几帳面な性格からして、年金支払時期当初から必ず支払っていると確信している。したがって昭和41年7月から42年3月までの期間が未納とされていることは不自然である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における保険料について、申立人の母親が、公民館でC会に支払っていたと申し立てている。  
そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年7月22日以降に記号番号が払い出されていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、市では、集金人による過年度保険料の取扱いは行っておらず、公民館でC会に納付したとする陳述とは符合しない。  
また、申立人は、国民年金加入手続及び保険料支払いに直接関与しておらず、保険料を支払ったとする申立人の母親の記憶も定かではなく、この間の事情を聞くことができなかった。  
さらに、申立人の旧姓を含む氏名検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情がみられなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。  
その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年12月まで

私は、昭和53年ごろに過去の国民年金保険料を何回かに分けてまとめて支払った。納付金額は夫婦で40万円から50万円であり、納付場所はA銀行B支店であった。

上記期間が未納とされていることは納得できない。

なお、Cの姓はよくDと読み違えられることから、別の読み方による調査も行ってほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号払出簿をみると、昭和53年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、過年度納付が可能であった51年1月から53年3月までの期間に対し、夫婦二人分で9万3,000円の保険料を、同年6月及び54年1月の2回に分割して納付していることが特殊台帳の記録から確認できる。また、夫婦二人は、昭和57年7月から60年3月までの免除期間に対しても、夫婦二人分で38万3,160円の追納保険料を、平成5年1月及び6年1月の2回に分割して納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。したがって、これらの過年度保険料及び追納保険料の合計金額は夫婦二人分で47万6,160円となり、40万円から50万円を何回かに分割して納付したとする申立内容と一致している。

また、昭和53年6月当時は特例納付が可能な時期であるが、夫婦二人が申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料合計額は44万円であり、上記金額と合算すると91万6,160円となり、申立金額と大きく異なることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無

く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、「D」を含め別の読み方による各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

私が昭和43年12月までA市の実家で家業を手伝い事務をしていたので、私の国民年金を父が納付していたことをはっきり覚えている。結婚してB市に転居した後も、しばらくは保険料を実家の父が納付してくれていたが、夫の父から年金に加入しておくように言われてからは、夫が夫婦二人分の保険料を支払ってくれていたように思う。上記期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市の実家の父親が納付していたと申し立てていることから、申立人は、納付に関与しておらず当時の納付状況は不明である。

また、申立人は、結婚後に申立人の夫の父親から国民年金に加入しておくよう言われ、昭和45年度から申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってくれていたように思うと陳述している。そこで、申立人の手帳記号番号払出時期等をみると、結婚後のB市において、昭和45年に払い出されていることが手帳記号番号払出簿等から推認でき、社会保険庁の記録も同年4月から納付が始まっていることから陳述内容と一致している。

さらに、申立期間の保険料を申立人の実家の父親が納付するためには、A市において別の手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、C社会保険事務所において申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査したほか、旧姓を含む各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年3月まで

私が20歳になった時、父が私に代わって国民年金保険料を納付しておくという話を父から聞いていた。昭和51年3月に学校を卒業し、父が経営する商店に就職した後は、私の給料から天引きで保険料が納付されていたと認識している。上記期間が未納とされているのは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料を、申立人が学校を卒業した昭和53年3月までは申立人の父親が納付し、申立人の父親が経営する商店に就職後は、給料からの天引きにより納付されていたと申し立てていることから、申立期間の保険料納付について申立人は直接関与しておらず、申立人の父親も既に死亡しているため、当時の納付状況等は不明である。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和53年9月14日に、当時同居していたとする妹と連番で払出しされていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、制度上納付することができない期間を含む過年度保険料であるが、申立人は、申立人の父親から過去の保険料をまとめて支払ったということは聞いていないと陳述しているほか、申立人の妹も申立期間は未納となっている。

また、申立人の父親が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、ほかの読み方による各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から60年9月まで

申立期間当時、私と同居していた叔母が私の国民年金の加入手続を行い、年金手帳をもらってきてくれている。私の年金手帳の国民年金加入日が昭和55年12月1日となっているので、その時に加入手続し、叔母の性格からみて保険料も支払っていたはずである。

また、妻が私の保険料として叔母に10数万円以上を手渡したと記憶していることから、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年12月に、当時、同居していたとする叔母が、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたはずであると申し立てていることから、申立人は直接関与しておらず、また、申立人の叔母は既に死亡し、申立人の妻も当時別居していて詳しい経緯は分からないと陳述しているため、当時の具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和61年5月ごろであることが手帳記号番号から推定でき、申立期間のうち、59年3月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の叔母が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立期間について手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の妻は、申立人と別居しているところに、申立人の保険料として申立人の収入から10数万円かそれ以上の金額を申立人の叔母に手渡したことを記憶していると陳述しているところ、社会保険庁の納付記録をみると、申

立人の国民年金保険料は、昭和 62 年 12 月 7 日に 60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の保険料 12 万 5,640 円を過年度納付し、同年 4 月 30 日に昭和 62 年度の保険料 8 万 6,660 円を前納していることが確認でき、陳述内容とほぼ符合することから、これが申立期間に対する納付であったとは考え難い。

このほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年9月まで

昭和43年9月に夫が会社を退職した後、夫婦でA店を開店し、夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。保険料は、加入当初から夫が夫婦二人分を一緒に女性の集金人に間違いなく支払ってきた。

夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職した昭和43年9月に夫婦の国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、夫婦の手帳記号番号払出時期をみると、50年12月に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容にある加入手続時期と約7年の相違がみられる。また、この時点において、申立期間のうち、昭和50年3月以前の保険料は、集金人が徴収できない過年度保険料であることから、当該期間について夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、集金人に納付することができなかったものと考えられる。

そこで、手帳記号番号払出時点において納付が可能であった現年度保険料について夫婦二人の納付状況をみると、申立人は、第3期分保険料の開始月である昭和50年10月から納付がはじまっているが、申立人の夫は、年度当初の同年4月にさかのぼって納付していることが分かる。また、夫婦二人の特殊台帳をみると、申立人の夫は、43年9月から47年12月までの期間の保険料及び48年1月から50年3月までの期間の保険料について、同年11月にそれぞれ特例納付及び過年度納付している一方、申立人は、50年1月から同年9月までの期間に対し、昭和52年度に未納の催告が行われたことを示すゴム印が確認できることから、納付の扱いが夫婦間で異なっていることが分かる。

また、夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の夫は、当時の納付状況について、保険料をまとめ払いしたことを含めて覚えていないと陳述しているため、夫婦間で納付の扱いが異なった事情等は不明である。

さらに、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、ほかの読み方による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から60年9月まで  
父が国民年金の加入手続をしてくれ、昭和55年10月にA市のB社に就職したところから、保険料を職場の近くの郵便局で納付していた記憶がある。5年以上の未納はあり得ないし、考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、昭和55年10月ごろから、申立人自身が郵便局で保険料を納付していた記憶があると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭和61年6月に払い出されていることが確認でき、申立期間の一部は、制度上、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

また、昭和59年4月から61年3月までの保険料は<sup>そきゅう</sup>遡及納付が可能であったが、申立人は63年1月に、その時点で納付が可能であった60年10月から61年3月までの保険料を過年度納付し、同年4月以降の保険料を現年度納付していることから、社会保険庁の記録どおり、申立人は、60年10月分の保険料から納付を開始したものとみるのが相当である。

さらに、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったところ、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 11 日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、請求した覚えも無いし、会社に要請したことも、社会保険事務所に受取りに行ったことも無い。

同時期に退職した人に聞いたところ、その人は厚生年金保険を受給していると言っていたし、他省庁でも電子化になった時には間違いが多かった。

また、社会保険事務所に支払った証拠を見せてほしいと言ったが、無いと言われた。

脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 40 年 1 月 18 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があることが確認できる。そこで、申立人の前後で被保険者資格を取得しており、その後、被保険者資格を喪失して受給要件を満たしている女性全員について、同名簿の「脱」表示について調査したところ、表示はすべて社会保険庁の記録と符合していることが確認できることから、申立てに係る脱退手当金の請求があったことがうかがえる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで  
昭和 29 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 31 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

会社を退職する際には、脱退手当金についての説明も無かったし、書類を書いた記憶も無い。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 1 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した覚えも無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 5 月 19 日に支給決定されていることが確認できるほか、A 社の厚生年金保険被保険者名簿より、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性 10 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 8 人みられ、うち 7 人が資格喪失後約 5 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 20 日から 36 年 9 月 22 日まで  
平成 19 年 7 月 23 日に社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間の照会申出書を提出したところ、昭和 32 年 5 月 20 日から 36 年 9 月 22 日までの厚生年金保険加入記録はあるが、脱退手当金を受給しているため、被保険者期間及び年金額の計算には算入されないとの回答をもらった。

脱退手当金を請求したことは無いし、受け取ってもいないので精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 37 年 8 月 3 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できることから、申立人は同社を退職後の昭和 36 年 12 月に婚姻していることのほか、申立人の脱退手当金が 37 年 8 月に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 1 日から 30 年 1 月 21 日まで

私は昭和 26 年 7 月から 30 年 1 月まで A 県にある B 社に勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、同社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことにされている。

昭和 29 年 12 月 26 日に職場に退職届も出さずに C 県に出て来ており、最後の給料も受け取っていない状態であったのに、脱退手当金の請求はできるはずが無い。また、20 年から 30 年程前、地元に住んでいた母親に給料を取りに行ったかを尋ねたことがあるが、会社からの連絡も無く、取りに行っていないという事だったので、脱退手当金の請求もしていないはずである。

脱退手当金を受給したことにされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を退職する際、会社には退職届も提出せず、C 県に出て来たので、脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

そこで、B 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載された欄の前後 75 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 20 人みられ、うち 19 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 30 年 3 月 11 日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、脱退手当金について、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿（原票）には、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、保険給付欄に記載された脱退手当金支給記録を見ると、支給額及び支給対象月数などがオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 2 日から 39 年 8 月 10 日まで  
昭和 34 年 4 月 2 日から 39 年 8 月 10 日までの厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、脱退手当金支給済みであるとの回答を受けた。  
昭和 39 年 8 月にA社を退職して、すぐにB県C市に引っ越したので、脱退手当金支給日が同年 10 月とされているのは不自然である。  
脱退手当金は請求したことも、受け取った記憶も全く無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 8 月にA社を退職したが、脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 10 月 16 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から前後おおむね 3 年以内に資格を喪失し受給要件を満たす 13 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 7 人みられ、うち 5 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、同事業所に勤務していた申立人の姉は「自分では手続をしていないのに、社会保険事務所から通知書が届き、脱退手当金を受け取った。」と陳述している。これらのことから、当時、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 10 日から 42 年 9 月 26 日まで  
A社に勤務していた昭和 39 年 9 月 10 日から 42 年 9 月 26 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、受け取った記憶が無い。  
脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月にA社を退職した際、脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 30 人の女性のうち、脱退手当金を受給している 15 人について支給記録を見ると、うち 12 人が資格の喪失後約 4 か月以内に支給されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 2 日から 45 年 12 月 11 日まで  
A社で勤務していた昭和 40 年 4 月 2 日から 45 年 12 月 11 日までの厚生年金保険加入期間については、46 年 1 月 14 日に脱退手当金の支給を受けたことにされているが、請求した記憶も無く、受給していない。  
脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 12 月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 5 ページ(110 人)に記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した 57 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 29 人が受給しており、うち 22 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 1 月 14 日に支給決定されていることが確認できる。これらのことから、当時、脱退手当金について、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務所処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 48 年 7 月 25 日から 49 年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 11 月 7 日から 61 年 11 月まで  
④ 平成 3 年 2 月 1 日から 6 年 11 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。同社には昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月まで B 部門の C 業務従事者として勤務していた。また、健康保険証をもらった記憶もある。以上のことより申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

D社における厚生年金保険被保険者期間について照会を行ったところ、昭和 48 年 3 月 5 日から同年 7 月 25 日までとの回答であった。同社には 48 年 3 月 5 日から 49 年 3 月まで、E 部署で C 業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

F社における厚生年金保険被保険者期間について照会を行ったところ、該当の記録は見当たらないとの回答を得た。昭和 60 年 11 月 7 日から 61 年 11 月まで、同社の経営する「G 店」で正社員の H 業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

I社における厚生年金保険被保険者期間について照会を行ったところ、平成 6 年 11 月 1 日から 9 年 5 月 31 日までとの回答であった。同社には平成元年春ごろから、C 業務従事者として勤務していたので、同社が厚生年金保険の新規適用を受けた 3 年 2 月 1 日から 6 年 11 月 1 日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間④）。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、A社に在職していたことは、申立人が同僚として名前を挙げた者2人が、同社の厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから推測できる。

一方、申立人が、次の職場（D社）と一緒に連れて行くため、A社を昭和46年9月に同時に退社したと陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日をみると47年11月11日となっていることが確認できる。また、連絡のとれた申立人の同僚からは、申立人の在職期間について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、申立人がA社勤務当時、同じ職場の同僚であると申し立てている者5人のうち3人については、同社の厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できない。

加えて、申立人は、申立期間中に健康保険を使用し、医療費の本人負担率は1割であったことを覚えていると陳述しているところ、A社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に空白はみられず、また、医療費の本人負担率が1割になったのは昭和59年10月1日からで、申立期間の本人負担額は初診料200円のみであったことが確認できる。

以上の事情から、申立人が、A社に申立期間の全期間にわたり在職していたことは確認ができず、また、在職中においても、何らかの理由により厚生年金保険に加入しない扱いを受けていた可能性が否定できない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、D社の登記簿謄本により、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる者から、「申立人の採用・退職の時期ははっきり覚えていないが、およそ1年間は勤務していた」との陳述が得られたことから、申立人は、社会保険庁の記録（昭和48年3月5日から同年7月25日）を超えて同社に在職していたことは推測できる。

一方、申立人は、D社における勤務開始時期を昭和48年3月からと申し立てているところ、上述のとおり、同社と一緒に転職するため、前勤務先であるA社を同時退社したと陳述している同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は47年11月11日となっていることが確認できる。

また、D社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和48年7月25日に被保険者資格を喪失しているが、同被保険者名簿の申立人の欄に被保険者資格の喪失に伴い健康保険証を返納していることを示す記載が確認できる。

さらに、申立期間当時の代表取締役の配偶者で、申立期間当時、D社に在職していたことが確認できる者から、「当時、社会保険の加入について希望しない者は加入させなかった」との陳述が得られたほか、申立人が同社での同僚で

あると申し立てている者5人のうち4人については、厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できなかった。

以上の事情から、申立人は、昭和47年11月ごろ一緒に転職した同僚と共にD社に入社し、48年7月25日まで在職していたが、何らかの理由により同年3月5日までは厚生年金保険に加入しない取扱いを受けていたと考えるのが相当である。なお、申立人が、D社と一緒に連れてきたと陳述している同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年2月18日となっており、申立人より約半月早いことが社会保険庁の記録から確認できるが、厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険証の番号は申立人が24番であるのに対し、当該同僚は26番であることから、資格取得手続は入社後しばらくしてから、申立人と同時に行われた可能性があると思われ。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③については、申立人が、「G店」に在職していたことは、申立期間においてF社に在籍していたことが確認できる者から、「はっきりした期間は覚えていないが、申立人は、おそらく在籍していたと思う。」との陳述が得られたことから推測できる。

一方、申立人は、当初、申立期間を、昭和56年ごろから59年5月末までと申し立てていたが、58年6月1日から同年8月7日まで別の事業所における厚生年金保険加入期間が確認できること、「G店」の開店が60年\*月\*日であること、及び61年12月1日からはJ社において厚生年金保険に加入していることから、申立期間を「G店」開店日の60年11月7日からJ社入社1か月前までの期間に変更しているほか、申立期間を変更する過程で、「『G店』を辞めて、J社に入社するまで半年ぐらいいったような気がする」（申立てでは、「G店」退職からJ社入社まで1か月程度）と申立てとは異なる陳述をしている。

また、申立人は、「『G店』には、7、8人の正社員がおり、全員、自分が面接し採用した」と陳述しているものの、名前を覚えていないことから、同店の従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得していたか否かについて確認することはできなかった。

さらに、「G店」は、F社がK社とフランチャイズ契約を締結して経営していたものであるが、申立期間当時、F社で経理を担当していた者は、同社が「G店」を経営していたことは知っていたが、社員名や社員数については一切知らないと陳述しており、厚生年金保険料の控除についての記憶は無かった。

加えて、申立期間中の同社の厚生年金保険被保険者名簿に健康保険番号の空白はみられない。

以上の事情から、申立人が、「G店」に在職していた期間についての記憶があいまいであるほか、在職中において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④については、申立人が、申立期間においてI社で勤務していたことは、厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できる同僚5人から、「申立人は、平成元年(厚生年金保険新規適用前)からI社で勤務していた」との陳述が得られたことから認められる。

一方、I社創業時の代表取締役の妹から、同社は政管健保ではなく、K健康保険組合に加入していたとの陳述が得られたことから、同健康保険組合に対し申立人の加入記録を確認したところ、申立人は平成6年11月1日に組合員資格を取得し、9年5月31日に資格を喪失しており、厚生年金保険加入記録と一致していることが確認できた。

また、申立期間当時、I社で経理及び厚生年金保険の手続等を行っていた者から、「平成6年11月ごろに、申立人から厚生年金保険に加入したいと言ってきたように記憶している。はっきりと覚えていないが、申立人は、I社が厚生年金保険適用事業所となった時(平成3年2月1日)は、手取りが多い方が良いとして厚生年金保険には加入を希望しなかったと思う」との陳述が得られた。

さらに、上記担当者は、昇級・厚生年金保険被保険者資格の取喪等従業員の処遇の変更に伴うコンピューター入力用のメモを保管しており、同メモに、申立人について、平成6年12月に2か月分の厚生年金保険料を控除する旨の記録が残されていたところ、社会保険庁の記録から、I社における申立人の厚生年金保険記号番号の入力処理日は同年12月9日であることが確認できた。

以上の事情から、申立人は、I社が厚生年金保険の新規適用を受けた時点では、厚生年金保険への加入を希望せず、平成6年12月になって同年11月にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①～④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年10月1日まで  
② 昭和27年4月19日から同年6月19日まで

年金の裁定請求を行った際、社会保険事務所でA社における厚生年金保険加入期間が11か月あると言われたが、特別便を見ると6か月間しか加入していないことにされていた。学校を卒業直後の昭和\*年\*月にB選挙の手伝いをした後、A社に入社したので入社時期が同年7月ごろであることは間違いない。

少なくとも6か月以上勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の設立は昭和26年\*月となっているが、B事務局の記録により、同年\*月にB選挙があったことが確認でき、申立人が、申立期間①において、既にA社に在職していたことは否定できない。

一方、社会保険庁の記録から、A社の厚生年金保険新規適用は昭和26年10月1日となっており（申立人は新規適用と同時に被保険者資格を取得）、申立期間①は、同社が厚生年金保険新規適用事業所となる以前に該当する。

また、A社の厚生年金保険新規適用時の被保険者資格取得者数は19人みられ、申立期間①当時、同社が既に厚生年金保険適用事業所としての要件を満たしていた可能性は否定できないが、当時の事業主及び同僚は全員死亡又は所在不明となっており、申立人自身も給与額及び保険料控除について記憶が無いと陳述していることから、申立人が、新規適用以前に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人から「C社では、同社が厚生年金保険新規適用事業所となった昭和31年5月1日に被保険者資格を取得しているが、実際には同社が新規適用事業所となる前の28年4月から勤務していた。また、C

社に入社する前にD社に1年間から1年半ぐらいの間勤務していたが厚生年金保険には加入していなかった」との陳述を得た（D社の厚生年金保険新規適用は昭和40年6月1日）。

上記陳述によれば、申立人が、D社に勤め始めた時期は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失時期（昭和27年4月19日）と符合し、申立期間②については、D社（当時は、厚生年金保険未適用）に在職していたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 1 日から平成 10 年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所で将来の年金見込額を調べてもらったところ、長く勤務していたA社での標準報酬月額が実際の給与の額と比べて非常に少ないことが分かった。給与の振込記録もかなりの期間残っているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社でB業務従事者として勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てしているところ、申立人から提出された給与振込記録により平成元年から3年までの標準報酬月額を算定すると、平成元年10月は47万円、2年10月は50万円、3年10月は53万円となり、申立てどおり社会保険庁の記録(元年10月は19万円、2年10月は20万円、3年10月は20万円)と大きく相違することが確認できる。

また、平成10年2月1日から同年12月1日までの期間、A社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚のB業務従事者について、入社から退職までの標準報酬月額をみると、社会保険庁の記録によれば15万円となっているところ、当該同僚から提出された給料支払明細書(10年1月分から同年5月分まで)によれば、実際の支給額は平均32万28円であることが認められ、申立人同様実際の給与支給額と標準報酬月額に相違が認められる。

一方、上記同僚の給料支払明細書の社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額)の控除額は、平成10年2月以降各月とも1万9,760円となっており、同控除額は、当時の保険料率に基づき算定した標準報酬月額15万円に対する社会保険料額(1万9,987円)とほぼ同額であること

が確認できる。

以上の事情からA社では、標準報酬月額については、保険料負担軽減のため社会保険事務所に対し実際の給与支給額よりも低い金額を届け出ていたが、厚生年金保険料控除額も届け出た標準報酬月額に対応した金額であったものと認められる。なお、同僚は、「会社の経営が苦しかったため、会社は社員の申告給与を抑えていたと思う」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、給与から支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から同年 12 月 7 日まで

私は、A社で昭和 32 年 2 月からB業務従事者として勤務していた。入社後 3 か月ほど経過したころに、業務災害を被り、その負傷後も継続して勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者期間が同年 12 月 7 日から 33 年 1 月 31 日までとしかされていないのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、同僚の陳述により認められるものの、入社時期に関しては確たる陳述を得ることはできず、特定することはできなかった。

一方、資格取得についてみると、事業所別被保険者名簿には、申立人が記憶する複数の同僚の記録が無い上に、当該名簿に欠番は見当たらなかった。また、申立人とは職種が異なるものの、同僚からは、同社には試用期間があり、試用期間中は社会保険に加入していなかった旨の回答が得られ、当該同僚は昭和 27 年 7 月 18 日に入社したと記憶しているのに、社会保険庁の記録では、被保険者資格の取得日は約 2 年後の 29 年 6 月 23 日となっていることが確認できる。

なお、申立人は業務災害を被った時期を、申立期間中の昭和 32 年 5 月ごろとしているが、B労働基準監督署からは、保存期間の経過により確認することができない旨の回答があり、同僚からも確たる陳述を得ることができなかったため、事故の時期を明らかとすることはできなかった。

また、同社は昭和 33 年 1 月 31 日に全喪しており、事業主等の連絡先も不明であるため、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる特段の事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月から 33 年 8 月まで A 県の B 社の子会社で、B 社グループ内の C 部門を担当する D 社が経営する E 店で F 業務の仕事をしていた。それにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において D 社に勤務していたことは、申立人が当時申立人の指導員役であったと申し立てている複数の同僚から、申立人の在籍を記憶している旨の陳述を得たことから、推認される。

しかし、同社の事業所別被保険者名簿等をみると、社会保険の新規適用日は、申立人が B 社グループを退職後の昭和 42 年 3 月 9 日となっていることが確認でき、また、上記同僚から、申立期間においては、同社は適用事業所となっておらず、厚生年金保険料は控除されていなかった旨の陳述が得られたことから、社会保険新規適用日前の申立期間においては、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の厚生年金の保険料控除については不明との陳述をしているほか、社会保険庁の記録について各種の氏名検索を行ったが、申立人の申立期間に係る該当する記録は見当たらなかった。

なお、昭和 31 年 1 月に同社に入社し、申立人と同じ F 業務に従事していた上記同僚も、同社では厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、申立人と同様に 33 年 8 月 1 日にグループ会社である B 社において資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 8 月まで

私は、昭和 34 年 3 月に学校を卒業後すぐに、A社B支店でC業務従事者として勤務しました。退職した 35 年 8 月ごろまで間違いなく勤務していたのに厚生年金保険が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社B支店で在職していたことは、申立人が職場の先輩と申し立てている者の氏名が、同店を経営していたD社の事業所別被保険者名簿で確認できるほか、当該先輩から、申立人は同店に勤務をしていた旨の陳述が得られたことから、認められる。

しかし、当該事業所別被保険者名簿等によると、同社の社会保険の新規適用日は、申立期間後の昭和 36 年 2 月 20 日となっていることが確認できる。

また、当時の事業主の孫及びほかの同僚からは、新規適用日前は、同店は個人経営の店舗であり、社会保険には加入していなかったと思う旨の陳述が得られた。

さらに、新規適用日前の期間において社会保険料の控除が行われていたか否かについて、複数の同僚に照会したところ、控除されていない、又は、当時の状況は不明との回答も得られ、新規適用日前の申立期間においては、社会保険料の控除は行われていなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時の保険料控除や住み込み等の費用の控除については不明との陳述をしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から同年10月1日まで  
私は、A社に昭和62年2月から平成2年6月まで継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、元年8月1日から同年9月30日までの厚生年金保険の空白期間がある。この空白期間について、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた会社はA社であると陳述しているところ、同社は、昭和63年\*月にB社に買収され、平成元年\*月に本店がC市からD市に移転され、さらに、同年\*月に社名がB社に変更されていることが同社の商業登記簿謄本及び当時の事業主の陳述により確認できる。

また、A社は、昭和58年11月に厚生年金保険の適用事業所となり、上述の買収後、申立期間直前の平成元年7月に適用事業所名がB社に変更されているが、この名称変更後も、申立人及びA社の元事業主の厚生年金保険被保険者資格は、申立期間の直前まで引き続けていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、A社がB社に名称変更された後の平成元年2月16日に、新たにA社（以下「E社」という。）がC市に設立されていることが商業登記簿謄本により、また、同社は同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが社会保険庁の記録により、それぞれ確認できる。

また、A社の元事業主（E社の代表取締役と同一人、以下同じ。）は、平成元年2月に新会社を設立しその新会社が同年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったと陳述しており、この陳述は、E社の商業登記簿謄本と社会保険庁の記録の双方に符合する。

ところで、申立人は申立期間の前後もA社に勤務していたとしているところ、E社が厚生年金保険の新規適用事業所となった平成元年10月1日と同日付けで同社の厚生年金保険被保険者資格を取得している9名（申立人及びA社の元事業主を含む。）のうち3名から、申立期間当時、申立人と一緒に「A

社」で勤務していたとの陳述が得られたことから、このことと上述の平成元年2月にE社が設立されていることを考え併せると、申立人が申立期間において勤務していた会社は、E社とみるのが相当である。

また、B社が保管している平成元年8月1日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失届に、上述の9人全員が届出日をもって同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上述の9名のうちのA社の元事業主及び元同僚6名に、申立期間における厚生年金保険料の控除について照会したところ、同僚からは控除の事実を確認できる陳述を得られなかった一方、A社の元事業主からは、保険料を控除していないとの陳述が得られた。

加えて、上述の照会を行った者のうちの6名の同僚に、申立期間の給与明細の提出を求めたが、当時の給与明細を所持している者は見当たらなかった。

これらのことから申立期間は、B社において厚生年金保険被保険者資格の喪失届が行われてから、E社が新規適用事業所の届出とともに、改めて被保険者資格の取得届を行うまでの期間に当たり、E社においては厚生年金保険料の控除は無かったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。